

平成 29 年 9 月

江南市議会総務委員会会議録

9月13日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

平成29年9月13日〔水曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第40号 江南市市税条例の一部改正について

議案第41号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち

総務部

の所管に属する事項

議案第43号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第4条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

議案第46号 平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

行政視察について

常任委員会の研修会について

出席委員（8名）

委員長	伊藤吉弘君	副委員長	中野裕二君
委員	東義喜君	委員	古田みちよ君
委員	福田三千男君	委員	牧野圭佑君
委員	稲山明敏君	委員	尾関昭君

欠席委員（0名）

委員外議員（1名）

議員 河合正猛君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	石黒稔通君
主査	岩田麻里君	主事	徳永真明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長

郷原実智雄君

市長政策室長 片野富男君

総務部長 村井篤君

消防長 長谷川久昇君

防災安全課主幹 松本幸司君

地方創生推進課長 坪内俊宣君

地方創生推進課副主幹 稲波克純君

地方創生推進課副主幹 矢橋尚子君

秘書政策課長	松	本	朋	彦	君
秘書政策課主幹	河	田	正	広	君
秘書政策課副主幹	間	宮		徹	君
秘書政策課副主幹	田	中	元	規	君
秘書政策課主査	八	橋	直	純	君
秘書政策課主査	大	脇	宏	祐	君

行政経営課長	村	瀬	正	臣	君
行政経営課主幹	安	達	則	行	君
行政経営課副主幹	梶	田	博	志	君
行政経営課主査	山	口	尚	宏	君

税務課長	本	多	弘	樹	君
税務課主幹	須	賀	博	昭	君
税務課主査	三	浦	理	恵	君
税務課主査	前	田	昌	彦	君
税務課主査	高	田	昌	治	君
税務課主査	西	村	篤	士	君

収納課長	村	田	いづみ		君
収納課主幹	金	川	英	樹	君
収納課主査	近	藤	祥	之	君
収納課主査	横	井	貴	司	君

総務課長	古	田	義	幸	君
総務課主幹	浅	野	武	道	君
総務課副主幹	三	輪	崇	志	君
総務課主査	小	島	宏	征	君
総務課主査	中	山	享	哉	君

会計管理者兼会計課長	中 村 信 子 君
会計課副主幹	春日井 真由美 君
監査委員事務局長	伊 藤 幸 実 君
総務予防課長	斉 木 寿 男 君
総務予防課統括幹	高 島 勝 則 君
総務予防課主幹	杉 本 恭 伸 君
総務予防課副主幹	日下部 匡 彦 君
総務予防課副主幹	山 本 育 男 君
消防署長	谷 宣 夫 君
消防署東分署長	森 山 和 人 君
消防署主幹	上 田 修 司 君
消防署主幹	花 木 康 裕 君
消防署主幹	黒 谷 高 夫 君
消防署副主幹	水 野 信 貴 君
消防署副主幹	雉 野 広 治 君
消防署主査	畑 毅 君

○委員長 皆さんおそろいになりましたので、これより総務委員会を開催したいと思います。

大変厳しい残暑が続いております。クールビズも可といたしますので、適宜上着を脱いでいただきたいと思います。

私は総務委員長として 2 回目でございます。非常にまだふなれでございますので、ここに見える委員の皆様、そして当局の皆様の御協力を賜りまして、スムーズに進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る 8 月 31 日に 9 月定例会が開会されまして以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 40 号 江南市市税条例の一部改正についてを初め 4 議案の審査をいたします。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第 114 条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、委員外議員の発言については、会議規則第 117 条第 2 項において、委員会は委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決め

ると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りをした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えております。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席いただいても結構でございます。

議案第40号 江南市市税条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第40号 江南市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○税務課長 それでは、議案第40号につきまして御説明申し上げますので、議案書の10ページをお願いしたいと思います。

議案第40号 江南市市税条例の一部改正についてでございます。

隣にございます11ページでございます。こちらには条例（案）を掲げてございます。

少し飛んでいただきまして、22ページから57ページにかけて新旧対照表を掲げてございます。

また、58ページから59、60ページには、市税条例改正（案）の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○稲山委員 難しい内容に入る前に、語句の説明だけちょっとお聞きしたいと思います。

まず59ページの地方税法等の改正を受け、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるというふうになっておりますけれど、この内容がどのように違うのか。控除対象配偶者と同一生計配偶者とは何が違うのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○税務課長 改正前の控除対象配偶者でございます。これは税法上の用語でございますけれども、納税義務者と生計を同一にする配偶者の方のうち、前年のその方の合計所得金額が38万円以下の方、要は税法上の扶養に入ることができる方を控除対象配偶者とこれまでしておりました。

改正後につきましては、同じ定義の今の納税義務者と生計を一にする配偶者の方のうち、合計所得金額が38万円以下の方については同一生計配偶者という名前にかえまして、同一生計配偶者でございます。

控除対象配偶者は、実はなくならずにそのまま残るんですけれども、その定義といたしまして、同一生計配偶者の方のうち、前年の合計所得が1,000万円以下である納税義務者の配偶者、仮に配偶者の方が女性だといいますと、男性、旦那さんの合計所得が1,000万円以下の配偶者のことを控除対象配偶者というふうに定義が変わったという内容になります。

○稲山委員 そうすると、旦那さんの前年度の所得によって呼び名が変わっただけであって、内容的には何ら変わってないということによろしいんでしょうか。

○税務課長 はい、そのとおりではございますが、概要のほうの59ページをちょっと見ていただきたいと思います。

条例上の定義はそういったことで変わりはありませんけれども、実は地方税法上で少しこの配偶者の関係の制度が変わりまして、これまで、例えば配偶者控除でございますけれども、38万円以下であれば控除に入れるよということは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、旦那さんの所得に応じて段階が分けられてきたり、配偶者特別控除の枠が広がりましたけれども、これもやはり御主人の所得に応じて細かく細分化されたということで、変更前と変更後の表をちょっと掲げさせていただいたんですけれども、繰り返しになりますが、条例上では内容としては変わっておりませんが、大きく地方税法の配偶者に係る制度が変わったということで御理解をいただきたいと思います。

○稲山委員 大体の内容はわかりましたけれど、もう一点、ちょっとその配偶者についてお聞きしたいんですけれど、よく固定資産税なんかは1月1日だとか、軽自動車税は3月31日だとか、その時点での課税というのがあるん

ですけれど、こういった配偶者というのか、お嫁さんをもらったり旦那さんをもらったりということだと思えるんですけど、時期というのはあるんですか。いついつまでにか、そういった時期的な話というのはあるんですか。

○税務課長　これは前年度の12月31日現在の状況ということになります。

所得につきましては、1月1日から12月31日までの1年間での所得が38万円以下かどうかということで判定をするものでございます。

○稲山委員　極論すると、12月31日に婚姻届を出せば配偶者控除を受けられると。それが1月1日になっちゃうと受けられないと、極論すればそういうことだということではよろしいですか。

○税務課長　はい、そのとおりでございます。

○稲山委員　わかりました。ありがとうございます。

○東委員　全体、幾つかあるので、たまたま控除配偶者とか出ましたので、先にそこから一緒に聞いたほうがいいかと思いましたが、今、たまたま字句の整理というのかよくわかりませんが、そういうふうに変更があったわけでありまして、今ちょうどその説明の中にありました、納税義務者が1,000万円以下の方が本来、控除対象になるよということで御説明があつて、ただその下にちょうど参考資料、この中に表が出ておるわけでありまして、この表の見方ですけど、これは多分地方税法の関係の表になるわけですけど、例えばこの見方ですけど、上のほうが新しい制度の表、下が古いほうの制度の表でありまして、ここで見ておると、先ほどの基本的には1,000万円までの方の配偶者の控除があるよということで、新しいのが、1つは大きな違いはどこにあるかということがまず1点目ですね。何が一番大きく違うのかということと、それからこれを見ると納税義務者の所得階層によっても控除額が違ふような気がするわけですけど、それによって市に入る税収というんですかね、それが変化が起こるような気がするわけでありまして、そういった影響額とかいうのはわかるんでしょうか。

○税務課長　まず最初の御質問で、大きく変わった点ということで、この表を見ていただきたいんですけども、まず配偶者控除のほうに、これまで、下の表を見ていただきますと1,000万円を超えた方であっても配偶者の控除はとれたんですけども、今回は納税者本人、御主人であつたり奥様であつ

たりと、どちらかわかりませんが、その方の所得が1,000万円を超え
るともうとれませんよというのが1点でございます。

もう1点は、今委員さんからも御紹介がありましたけれども、旦那さんと
いいますか配偶者の方の所得に応じて金額が細分化されたこと、以上2つが大
きな変更点であるというふうに考えております。

市への影響額ということでございますけれども、配偶者控除のほうは旦那
さんのほうの所得制限が加わったよということで、税金のほうは増収になっ
ていきます。こちらの金額が1,050万円ぐらいでございます。個人の市民税
で1,050万円です。今度、反対に配偶者の特別控除の幅が広がったこと、そ
れから細分化されたことによって、マイナスで3,700万円が見込まれます。
これはあくまでも平成28年度の決算ベースをもとに置いた数字ということで
御承知いただきたいと思っておりますけれども、差し引きいたしまして2,700万円
程度のマイナスになるんじゃないかなというふうに見込んでおるところでご
ざいます。

- 東委員　　もう一回、前段の変化のところ、今までよく言われます配偶者
控除、103万円の壁といいましょうか、103万円を超えると配偶者特別控除が
丸々受けられないよということで、そこが一つの、配偶者側の所得をそこで
調整するというようなことをよく聞くわけでありまして、この表を見てお
る限り、市民税の関係でよくわからなかったんですけど、所得税の場合103
万円というけど、それは基礎控除が38万円あって、給与所得控除65万円が最
低あるので、その合計で103万円と我々は聞いておるわけでありまして、
それが今回、150万円と前に聞きましたけど、その上限が変わるよというこ
とになるわけですけど、その関係でいくと、この表の見方ですけど、例えば
現行の制度で、納税者本人が1,000万円以内までと1,000万円を超える場合が
分かれていましたね。下のほうが、1,000万円を超えても33万円の配偶者控
除はありますよという場合に、その一番上のほうに、所得という欄は、これ
は配偶者の所得が例えば38万円までならという理解でいいわけですよ。そ
の後、どんどん変わって40万円までなら同じように33万円まではオーケーよ
ということで、これは市民税の場合ですよ。

ずうっと右のほうへ行くと、そうすると単純に76万円までというのは、38

万円に65万円足して141万円になるわけでありまして、そのところまではぎりぎり配偶者特別控除3万円が引けますよと、そういう理解でよろしいですかね。

上の段へ行きますと、これはまた納税者本人が大きく4つに分かれるわけでありまして、所得の欄のところで見ると、ここも配偶者控除38万円というのが最初に出てくるわけですが、これをどんどん右へずうっと走っていくと、例えば最初のところ、85万円という言い方がしてあるのは、単純にこの65万円を足してここが150万円になるわけですが、このラインがですね。ここまでが丸々33万円受けられるよというように、ちょうど右の欄の90万円のところも、これは155万円ですけど、155万円までは33万円、90万円までの人は受けられると、そういうこの表の理解ということですね。その右へどんどん行って、一番最終は123万円ですから、65万円足すと188万円のところまでの人は目いっぱい188万円あっても特別控除は3万円なり2万円なり1万円の控除はできると、そういう差ということでもよろしいわけですね。はい、わかりました。

先ほどの影響額ですが、要は増収になる分というのは、市のほうにとって増収という意味でしたから、この1,000万円を超えるところがなくなるから、その分の33万円引けた人がなくなっちゃって、その分が増収という理解でいいですか。

下のほう、現行は逆に言うと150万円までのところがふえてくるから、所得が。それまでの人までが目いっぱい引けるよということになってくるので、段階的に。その分で細かく計算をしていくと、マイナスの3,700万円ほどがここの分で影響があるよというところですかね。

○税務課長 おっしゃるとおりでございます。

○東委員 それで、その減収に対する何らかの財政的な補填というのは、こういう場合というのはあるんでしょうか。

○税務課長 こちらの補填につきましては、全額国費で補填をされるというふうに、今聞いております。

ただし、その制度につきましては、平成31年度までに明確にするというふうに聞いておりますので、まだ具体的な補填方法はわかっておりません。

○東委員　よく昔、減収補填、減税補填という補填の制度がありましたけど、これは丸々全額見てくれるということになるんですか、国が。

○税務課長　全額補填するというふうに聞いております。

○東委員　ちょっとほかのところも幾つか新しく変わるところがあるのでお聞きしますけど、もとへ戻って最初の税務概要でお聞きしますけど、まず最初に改正の概要が大きく2番目があって、市民税関係があって、上場株式に係る配当所得の申告に関する整備がされたということで、余り詳しくないのでよくわからないんですけど、最下段に所得税とは異なる課税方法を選択できることを明確にするという表示があるんですけど、明確にということとは、もともとあったのをあえて確定したというようなこの表現の仕方ですけど、もともとはどういう状況で、なぜこれが必要になったのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○税務課長　今、概要のほうの58ページの2番の(1)、1つ目の丸の上場株式等に係る配当の申告に関する規定の整備というところがございます。

今、委員さんおっしゃられたように、実は上場の株式に係る配当につきましては、例えば所得税で申告をして、でも住民税はやめておくよと、そういう課税方法を納税者の方が選択できるという制度はこれまでも実はあったんですけども、どこにも規定がないということでわかりにくい制度だよということで、今回整理をしてわかりやすくしたというふうに聞いておるところでございます。

例えばということで、例を1つ挙げさせていただきますと、上場株式の配当というのは受け取る際に国税が15%です。当分の間、復興の特別所得税というのが0.315%つきましますけど、ちょっと今は置いておきまして、国税15%、地方税が5%ということで合計20%を引かれて受け取るという形になっております。

例えば、所得税の税率が5%の方、10%の方、累進課税ですので最大45%まであるかと思いますが、5%や10%の方が申告をいたしますと、15%引かれておるよということは幾らか取り戻すことができます。そのために申告をします。ただ、引きずられて住民税もそのままにしておくと、例えば誰かの扶養に入っているのが切られてしまったり、国民健康保険税が高くなったり、

後期高齢の保険料が高くなったりと、ちょっとそういったマイナスの部分もありますので、住民税は申告しませんよといったように納税者が有利な方法を選べると。そういうことで、これも繰り返しになりますが、以前からそういう制度ではありましたけれども、今回、条文にうたいまして明らかにしたと、そういう内容のものでございます。

○東委員 所得税とは異なる課税方法という言い方ですけど、今のようにもともと源泉でぽんと取られちゃって、所得が少なければ申告して還付されるよというふうになるわけですけど、例えばその場合だと、もし一番所得の低いところでの5%税率で申告すると戻ってくるわけですけど、普通、確定申告をすればそのまま住民税に連動しますよね。それは普通そのまま来るわけでしょう。例えばそれをやらずにおいた人の場合だと、所得税の申告しなければそのような還付はない。逆に、税率の高い人だと、本来源泉で引かれておいたら申告しなくてもよかったんですけど。そういう選択はできたんですかね。その場合は、そのまま放置しておく、例えば20%引かれて、5%分の市民税を引かれてしまっておるわけですけど、税率の高いような人が申告せずにおくと、低いままの税率で終わってしまっておる。その人が住民税の関係でくると高い所得のままという形になって、それが今のよう不利な利益とは言わないにしても、負担がふえることがあり得るといようなことを防げるという意味ですか。

○税務課長 そういうことですね。

課税方法というのは、今ちょっと説明が足りませんでしたけれども、20%引かれて何もしないというのは、申告不要制度とか源泉分離課税とって、これで終わりですよと。

もう一つ、お給料とかその他の所得と合算してやる方法は総合課税といいます。それから、また別の税率を使ってやるのを申告分離課税とって、大きく3つあるかと思えます。それを組み合わせを所得税と住民税を変えて本人さんが有利なように選べると、そういう制度だというふうに御理解をいただきたいと思えます。

○東委員 なかなか御理解できんで申しわけないんですけど、今大きくいって所得税の関係で、方式が3つありますが、それは選択できますよと。

当然、申告すればそのまま連動しますよね、市県民税、市民税、連動してくるわけ。どれかを選択、例えば、もともと源泉だけでいいわというふうにしておいて、その場合でも、その人の所得情報というのは市には来るわけだね、連絡は、基本的には。

その場合は、源泉だけで済ませてしまうような人がおった場合、そういう人は基本的には、それもあえて御本人が申告しない限りは市はわからないという範囲ですね、今は、現状は。それはそれで、所得税はそういうふうで今そのままですわね。

それと異なる課税方法を選択できると明確にするという意味は、よくわからないんですけど、住民税の関係がね。それと何を違うことを選択できるということなんですか。

○税務課長 繰り返しになりますけれども、今、委員さんがおっしゃられたように、源泉分離課税、何もせずにはほかっておけば20%引かれて終わりですので、それは国も市も一切関知せずに終わっていきます。

所得税の確定申告で、最初に申し上げたように5%の税率の方が、例えば総合課税という方式で申告をします。そうすると、5%で計算されるもので、単純に計算しますと15%引かれていますので10%は取り戻せますよというのが1つ、所得税で総合課税を選びました。

住民税に行きますと、おっしゃられるように連動します。ほかっておけば連動しますけれども、何か一つ申告書で、私は住民税のほう、これは申告しませんよと意思表示をしていただきますと、先ほどの総合課税とは違った、所得税とは違った課税方法を選びます。これはなぜかという、これも説明を申し上げたように、国保税だとか御自分が扶養から外れてしまったりとか、後期高齢、介護保険、いろんな影響が大きいものですから、これはもうやめておくよという方が中にはいらっしゃると思います。

そういった意味で、所得税は総合課税、住民税はしませんという違った方式というのを選択できるというのはその意味で御理解をいただきたいと思います。

○東委員 そうすると、今たまたま総合課税の例を出していただきました。従来であれば、総合課税を本人さんが申告すれば、連動して市にも連絡が来

ますよね。本人が申告しておれば。

それを、私は国税はそれをやったけど、所得税は。市県民税はそれはしませんと、そういうことが意思表示できると、そういう方式に変わるということ。それが選択ができるという意味ですか。

○税務課長　まさにおっしゃられたとおりで、新旧対照表など見ていただきますと、市民税の申告書を使って意思表示をした場合は、市のほうでそれに見合った対応をすると、そういう内容になっておりますので、委員さんおっしゃるとおりの制度でございます。

○東委員　それは住民税の申告書なんかには何か表示をするという項目ができるということなわけですかね。

○税務課長　特にこの件に関して何か欄が1個設けられるというわけではなくて、例えば、配当のところにゼロと書いていただくとか、自分は申告しませんとか、そういった表示をしていただければ対応するというところでございます。

○東委員　これは本会議で質疑のあった内容でありますけど、法人市民税の税率の見直しがあって、これは前にも一遍あって、現在適用されておるか、ことしから適用されておるかな、去年からか。

○税務課長　前回、8%は平成26年の4月1日に5%から8%に消費税のほうはなっておりますけれども、少しずれまして平成26年の10月1日から始まる事業年度の法人から適用されておるというところでございます。

○東委員　あのときの消費税が5%から8%に上がるということで、特に江南市なんかでもそうだと思って、いろいろ議論があったんですけど、消費税分が上乗せを当然されるわけでありまして、地方交付税としては地方分で消費税の分の財政的にはふえるわけですよ。

ところが、江南市のように多くの交付団体は、消費税分が上乗せされたとしても結局交付税が削られて、市の財政としてはそんなに大きくなりません。ただし、不交付団体は丸々消費税分が地方の収入としてふえてくるから、その辺の税収の格差をなくするという理由だったと覚えがあるんですね。

今回も多分同じ事なんですよ。多分、8%から10%に変わるから、さらに消費税の分で不交付団体はますますその恩恵を受けるけど、そうでない特

に江南市のような交付団体はそんなに恩恵を受けないから、そのかわりに交付税の原資をふやして手厚く配分すると、そういう建前でよかったですか。

○税務課長 そのとおりでございますが、1点、法人市民税の税率が今回このように引き下げられます。8%になったときも引き下げられますということでもありますけれども、そもそも法人市民税の税率が下がれば、当然交付団体、不交付団体関係なしに税収は当然減るということですね。

今、委員さんからもおっしゃられたように、消費税の交付金は交付・不交付にかかわらずありますと。交付税の措置は、不交付の団体はもらえませんが交付の団体にはいただけるということで、この辺を多分国のほうは狙っていてといっておかしいですけれども、法人がたくさんある裕福な市町村からはその税収を取ってといっておかしいですけれども、そういうことで交付団体には交付税で戻ってくるよということがありますので、そこで財政力の格差を狭めようと、そういう狙いがあるというふうに聞いておるところでございます。

○東委員 交付税がどれだけ入るかよくわからん、それはそのときの財政の状況によるわけではありますが、ただその大枠の計算としては、法人税率が下がって、当然それは全国一律で下がるよと、地方税分がね。

その分が国へ行って交付税の原資になるよという建前で行くわけですけど、だから当然、不交付団体に対しては一切それは取り上げられるだけということで、多くの不交付団体は異論がいっぱいあるわけですよ、この問題については。

ただし、江南市のように交付団体は、その減収になった分は当然穴埋めはされるでしょうけどという言い方をされますけど、もともとが1に見るか満たないかだもんで、1を超えるようなところになってしまえばふえるような気もせんでもないんですけどね、消費税分がある程度。

でも、超えない限りは、常に1に見合うだけの交付税が来るだけの話であって、決してその分が豊かになるとはとても思えないんですけど、今の課長さんの説明だと、そうではないと言い方ですけど、その辺がよくわからなかったんですけど。

○税務課長 これも繰り返しですが、国のほうはその財政力、法人なんかの

偏在、法人市民税の税収が多いところ、そういった偏在性をなくすよ、財政力の格差を減らすよというのを狙いとしておりますので、委員がおっしゃるように、減らされた分よりたくさん江南市がいただければそれにこしたことはないと思うんですけれども、やはり取られる市町村もあるよということのを考慮に入れると、やはり取られっ放しといいますか、そういったところの感情というか思いからすると、何もしていないとはいいいませんが、江南市がこの制度の改正だけでプラスになるというのは、そうなればこしたことはありませんけど、そういう制度ではないよということの認識でおります。

○東委員　　そういう制度ではないと、意味がなかなかよくわからないんですけど、ただ、あのときもいろいろ格差が広がるよと話があって、今回の場合は8%から10%に上がるということが想定される場合に、予定どおり行けば上がるわけですよ。

だから平成31年の10月から10%に上がるという予定になっておるわけですけど、そうなったときに全国でどれぐらいの差が生じるのというような推計は出ておるんでしょうか。

○税務課長　　全国レベルのそういった増減については、ちょっと承知しておりません。

○東委員　　今の話で、どうも議論がかみ合いませんでしたけど、地方消費税はふえるでしょう。ふえても、結局は交付団体であればその分交付税が減るだけの話であってというのが我々の思いなんですけどね。結局は、必要なお金の範囲までしか来ないんじゃないのというのが交付税のシステムだと思っておるんですけど、そういうことでいけば、地方税が取られても、結局とどのつまりは事は同じじゃないかという話で、消費税がふえた分で幾ら交付税の原資をふやしますと言われたって、法人割の分を取った分を別会計にして、その分からちゃんと配分しますというなら、例えば、その分だけは上乘せだわねという気がせんでもないけど、トータルで交付税としてぽんとまとめて来るだけであつたら、結局は基準財政需要額に見てあるだけの分が計算されるだけであつてというふうにしか思えないんですけど、その辺はどうなんですか。

○総務部長　　今、委員がおっしゃるとおりだと思います。

交付税制度だけで言えば、本会議でも答弁させていただいたように、法人市民税の税率が下がった分は当然収入額のほうへ影響してきますので、その分については交付税が1である限りは基準財政需要額と収入額との差分は来ますね。

ただ、そのほかの制度として、今おっしゃられた8%から10%に消費税が上がった分の地方消費税交付金についても、地方消費税交付金自体は増額というふうで交付されてくる。しかしながら、それもまた基準財政収入額の中に算入がされれば、不交付団体としては差し引き余り変わらないだろうと。

もう一つ、答弁させていただいたのは、県の法人事業税がまたもとに戻って、これが市町村のほうへの交付金となると。それもまた交付税制度でいくと算入されるのかどうか、その辺もあって、やっぱりトータル的なことでいくと、交付団体である我々にとっては余りメリットがあるようには思えない。

今回の法人市民税の減となった分を、国が地方交付税の原資とするといっても、現在のところ、交付税財源が不足をしておる状況がずうっと続いておる。そういったものが全てこの分で穴埋めされるとは保証はされていない。ということは、結局今までの制度と、このいろんなもののパーセントの上下だけがあって、不交付団体としては現状維持なのかなあということしか、現状の情報からいくと、我々が推測できるのはそんなところかなあというふうに考えています。

○東委員　59ページの固定資産税関係で、新しく特例措置ができた。わがまち特例と書いてありますけど、例えば①で家庭的保育事業のような場合に、課税標準となるべき価格の2分の1を課税標準、2分の1軽減できるというように書いてある。

次のページも、企業主導型保育事業で、これも読む限りは企業が主導するような保育事業をやった場合にも、これは限定ですけど例えば2分の1の課税標準、あるいは3番目に緑地保全、あるいは緑化推進法人が設置するような緑地の場合もこれを軽減があるということになっておる制度ができたわけですけど、実際に江南市の場合、これに該当するような企業というのはあるもんなんでしょうか。あった場合に、もし影響があるとしたらどのぐらい影響があるかということですよ。

○税務課長　　今、概要のほう①番から③番の合わせて5つのわがまち特例につきましては、家庭保育などの関係は子育て支援課のほうにもちょっと確認をしましたんですが、今のところ該当するような施設はないということでございます。

○東委員　　1番はない。

○税務課長　　1番、2番ですね。

3番も、緑地保全緑化推進法人が設置する農地というか緑地ということで、これも該当は今のところございませんので、また今後出てくるよということで御相談があれば、またいろいろ詰めてやっていきたいなというふうに思っております。

○東委員　　1番、2番は子育て支援課のほう把握をしておる範囲の部分でということで確認してもらって、③はよく江南市の場合は企業に対し、緑地の確保という形で一定の水準に見合うだけの緑地を確保しましょうという形で指導しますよね。ああいうものとは全くこれは関係ないんですか。よくわからなくて聞くんですけど。

○税務課長　　この60ページの囲みの中に書かせていただいておりますけれども、緑地の設置管理について、一定の能力を有する民間団体等を市町村が指定する制度ということ、それからもう一つ、その下に、市町村長の認定を受けた設置管理計画に基づいてという2つ要件がございますので、恐らく該当になる事前にはこういった相談があるかと思っておりますので、そういった指定されれば該当になってくるというふうに認識をしております。

○委員長　　いいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時12分　　休　憩

午前10時12分　　開　議

○委員長　　再開いたします。

発言をお願いします。

○東委員　先ほど、主には配偶者控除云々のところは、一応影響を受ける方と受けない方もあるようなことで、どちらかという市の減収ということは、逆に言えば増収分というのは市民にとってはふえる分、減収分は市民にとって減る分ということですから、影響はいろいろバランスがあるわけでありまして、それがトータルして財政的な影響は国で補填されるという話でありましたけど、先ほどの法人市民税の税率のまた新たな2回目の引き下げで、理由は消費税はまた8%から10%に上げるということだもんですから、消費税が基本的には上がっていく。消費税が大きく、国の財政の根幹にもなるでしょうし、地方にもそれが影響が出てくる。

多分、消費税そのものも交付税の原資になっていくわけですから、交付税の中にもこの消費税が盛り込まれていくという形で、交付税でも地方にも振り分けるよ、直接地方消費税分でも振り分けるという形で消費税を中心にどんどん変わっていくような税制度になっていくわけですし、特に地方にとってみれば、不交付団体であれば多分地方税が吸い上げられるだけと、吸い上げられるといたら失礼かな、言い方は。取られるだけと。交付団体にしてみると、その分を結果的には国へ移管された分について、別にそれがそのまま何らかで補填されるわけでもない。結果的には、交付団体は、とどのつまりは財政的には恩恵を受けないんじゃないかという思いがありますので、そういうことが理由です。

ですから、今回ちょっと反対をしたいということです、大ざっぱに。

○委員長　それでは、採決に入ります。

議案第40号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち
総務部
の所管に属する事項

○委員長 続きますして、議案第41号に入っていきます。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてのうち、総務部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○税務課長 それでは、議案書の61ページをお願いしたいと思います。

議案第41号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

このうち、税務課の所管の部分につきまして御説明申し上げます。

議案書の66ページへ飛んでいただきたいと思えます。

新旧対照表が掲げてございます。中段にございます別表第2. 第4条関係でございます。こちらは真ん中の欄にございます事務におきまして、右の欄に掲げる特定個人情報を利用することができる旨を規定した表でございます。

改訂の内容につきましては、76ページまで飛んでいただきたいと思えます。

新旧対照表の旧のほうでございます。中段にございます35番の事務のほうをごらんいただきたいと思えます。

真ん中の欄にございます地方税の賦課徴収に関する事務におきまして利用をいたします特定個人情報のうち、地方税関係情報、地方税の徴収に関する情報の2つを削るものでございます。

内容といたしましては、以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員 69ページが新のほうに来るわけで、76ページに旧があつて、旧のほうのを見ていただきますと、説明があつたように地方税関係情報と地方税

の徴収に関する情報が削られて新のほうになって、なくなったやつが来るということになるわけですけど、今多分削られますというだけの話だったので、要はその理由ですよ。なぜカットするかというところですよ。

○税務課長 条例を制定いたしました際に、この表に入れていきます事務、それから特定個人情報ということで、当時議論を行って入れてきたわけでございます。

そうした中で、今申し上げました35番の事務というのは地方税の賦課徴収に関する事務ということで、特定個人情報でございます地方税関係の情報だとかその徴収に関する情報というのは当然使って、利用をするのではなくて、そもそもその賦課徴収に当然必要な事務ということでございますので、ここへ来ましてこの2つについてはここへ位置づける必要がないのではないかと、そういう認識のもと、今回ほかの改正にあわせまして、字句と申しますか規定の整理をさせていただいたというものでございます。

○東委員 マイナンバーができた当時、もともとは社会保障・税に関する個人番号制度とかそんな名称で、保障関係だとか税関係をナンバー制度で行くということだったという覚えがあるんですけど、幾つかその事務を規定するという形で大体健康福祉部関係の事務がほとんど全部書いてあるんですけど、要は必要ないという意味なんではないでしょうか。

本来なら、この条文にあるように賦課徴収に関する事務の関係を定めるとなっておるときに、わざわざ障害者関係だとか、生活保護関係情報だとか、あるいは地方税関係は要らないよと。あともう国保へ飛んでしまえばいいということで、今の話、整理をしたというような言い方ですけど、これを規定しなくてもナンバー制度の事務にかかわる関係の幾つかそういうことに対して、その保護していくような形で、もともと前提でつくられてきましたよね。そのさまざまな情報がきちっと保護されなくちゃならないという前提のもとであったんですけど、それとの関係でいって、ここをカットしてしまっても問題ないということになるのでしょうか。

○税務課長 そのとおりでございます。

一番最初に御説明申し上げましたとおり、この真ん中の事務に必要な事務を進めるに当たって利用をすることができる特定個人情報ということでござ

いますので、真ん中にございます地方税の賦課徴収の事務には当然地方税の関係情報、徴収に関する情報というのは必要といたしますか、利用するのではなくて、それ自体で賦課徴収を進めていくということでございますので、削るといふところに至ったものでございます。

- 東委員　ただ気になるのは、賦課徴収に関する事務という形に包含されるところの部分を、税関係情報だとか地方税の徴収に関する情報というのがここで消えてしまうわけですけどね、この条文からね。

そういう場合に、地方税関係情報だとか徴収に関する情報そのものを保護していくような、忘れてしまっていていかんですけど、あのときの保護をする規定のやり方を。ここで消えてしまうじゃないですかね、ここから。そういうときに、そういうものが対象から外れてしまうというふうにならないんでしょうかね。その保護する規定の関係から削られてしまうと。地方税関係の情報とか地方税の徴収に関する情報というのが削られてしまうと、どこにも出てこなくなったら、この文言が。あのとき情報を何とか、ちょっと忘れましたが、保護する形で規定がつけられましたよね。そこから外れてなくなってしまうと、対象からなくなってしまうことにならないかと気になるんですけどね。本来の守るべき情報の範疇から、その地方税関係の情報とか徴収に関する情報というのが。そういうことは心配ないんでしょうか。

- 税務課長　ちょっと補足をさせていただきますと、この真ん中にあります地方法云々の事務につきましては、この右側の情報を見ていただきますと、障害者の関係、生活保護の関係ということで、実はこれは市民税の減免に関する事務を想定しております。

そこにこの地方税関係情報、当然、税の関係、それから徴収の関係は減免される方については当然もう既に折り込んで賦課をしておるんですけども、この障害者の情報だとか生活保護の情報をいただいて減免の事務を進めるといふようなイメージを持っていただきたいんですけども、そこに改めて地方税の情報は必要ないというふうに思っただけであればいいかなと思います。

- 東委員　それはよく理解できますよ。賦課徴収する際に、生活保護だとかそういう情報も含めて、減免を規定するところの賦課をやるときの事務手続だという話ですから、それには要らないよという言い方はそういうことなの

かわかりませんけどね。

私が質問したのは、いろんなこういう条文そのものの、ちょっと名前を忘れて申しわけないんですけど、あのときに広報でも発表されましたけど、その保護規定というのか、そういうものをつくっていくという形でそれを守るという条文がつくられて、そのときにいろんな項目が全部網羅されて、これはちゃんと管理していくから問題ありませんと。外へ漏れるものではありませんよというのが大きなマイナスマークをつくったときの情報漏えいをなくすという前提になっていた。そういうときに、この部分が削られてしまうと、そこから外れてしまって、それは心配ないのという意味の質問なんですけどね。

○総務部長　　そもそもこの条例というのが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められたその事務以外で、市町村が独自にその特定個人情報を扱う事務について規定したものがこの条例でございます。

その中に、税務課が担当いたします賦課の部分の事務を独自に利用する事務として1つ加え、そしてその事務を行うがために情報連携をする特定個人情報情報を右の欄に載せておるということですね。

今、委員がおっしゃいますこの地方税関係情報をこの項目から除くことによって、それが保護されなくなるのではないかというお尋ねですね。ということではなくて、その情報連携をする情報を定めたものでありまして、その保護をしていかないという意味ではないというふうに考えております。

つまり、この地方税の賦課徴収に係る情報については、今、多分委員がおっしゃりたい何かで規定されておったねと言われる、その保護していくというのはまた別で定めておりますけれども、情報連携をする特定個人情報はそもそも税務課においてはその部署で扱う個人情報でございますので、情報連携という意味では、主幹課でございますのでそれは必要ないという規定であるというふうに理解しております。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結い

たします。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時27分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第4条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

○委員長 続きまして、議案第43号に移ります。

平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、危機管理室、市長政策室、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、そして、第4条 地方債の補正のうち、臨時財政対策債を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、市長政策室秘書政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、最初に秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の100ページ、101ページの最上段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の人件費等でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、続きまして総務部行政経営課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたら、お願いいたします。

○行政経営課長 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）の行政経営課の所管につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の94ページ、95ページをお願いいたします。

歳入でございます。

最上段の8款1項1目1節地方特例交付金でございます。

次にその下、9款1項1目1節地方交付税で普通交付税でございます。

はねていただきまして、96、97ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下の18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、98、99ページをお願いいたします。

20款1項市債、5目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして歳出でございます。

はねていただきまして100、101ページをお願いいたします。

最上段の2款総務費、1項総務管理費、3目行政経営費、補正予算額は4億2,404万2,000円で、江南市財政調整基金の積立金でございます。

続きまして、別冊の平成29年度9月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。

一般財源調べでございますが、最上段の8款地方特例交付金、9款地方交付税は普通交付税、17款繰入金は財政調整基金繰入金、18款繰越金は前年度繰越金でございます。

最下段の20款市債は臨時財政対策債、以上でございます。

補足説明はございません。お願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、続いて総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○総務課長　総務課の所管につきまして、御説明させていただきます。

議案書の94ページ、95ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

中段、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金201万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項4目行政事務費、情報システム改修等事業で256万円の増額をお願いするもので、日本年金機構との情報連携が開始されること及び他の自治体との情報連携に必要なデータ形式が平成30年7月から変更されるため、既存のシステムを改修するものでございます。

その下、公用車管理事業で103万4,000円の減額をお願いするもので、寄附金を財源としました公用車購入の入札を実施し、執行額が確定したため執行残額の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

○稲山委員　今、少し御説明がありましたけれど、情報システム改修等の事業の256万円の、もう一度ちょっと詳しく内容を教えていただきたいと思います。

ます。

○総務課長 先ほどもちょっとお話ししましたが、日本年金機構との情報連携が平成30年3月から開始されます。

また、他の自治体との情報連携に必要な中間サーバーで保有するデータの標準レイアウトが平成30年7月から変更されることに伴いまして、具体的に国民健康保険システム、介護保険システム、児童扶養手当システム、個人住民税システムなどの改修が必要となってまいりますので、その金額でございます。

○古田委員 公用車の運行管理事業の備品購入費のPHVハイブリッド車2台と伺っているんですけども、まず入札は何社されたんでしょうか。

○総務課長 7社ございます。

○古田委員 その中で、どこのメーカーを決められたんですか。入札業者。

○総務課長 入札を実施しました結果、栗木自動車が最低でありましたので、そちらのほうと契約をしております。

○古田委員 最高と最低の金額を教えてください。

○総務課長 最低金額ですが、消費税抜きで629万円です。最も高かった金額が655万円です。

○古田委員 車種は、ここでは言っちゃあいかんの、車の車種は。

○総務課長 プリウスです。

○古田委員 PHVのプリウスですか。それが2台ということをお聞きしていますけど、大分値引いていただいたと聞いていますが、これは補助金が出る部分と値引きの部分は振り分けるとわかりますか。

○総務課長 補助金のほうですが、車が納車されました後に一般財団法人次世代自動車振興センターのほうに補助金の申請をしまして、1台20万円いただけますので、2台ですので40万円を申請してまいります。

○古田委員 そうすると、また40万円入ってくるということですか。

○総務課長 その予定でございます。

○古田委員 じゃあその40万円の使い道は、何か考えられているんですか。

○総務課長 そちらの40万円も含めてその財源としております。

○古田委員 ひょっとしたら仮設トイレのほうに行くのかなあと思って。い

や、いいです。

2台ですけれども、今、車種を教えてくださいましたけれども、色はどんな色を決められたんでしょうか。

- 総務課長 黒色とシルバーを予定しております。
- 古田委員 太陽光なんかはついていませんよね。
- 総務課長 ついておりません。
- 古田委員 ついていませんね、値段が値段ですからね。

最後にですけど、いつ納車の予定でしょうか。

- 総務課長 9月末を予定しております、10月から使用する予定でございます。
- 古田委員 わかりました。ありがとうございます。
- 東委員 さっきの、ちょっとごめんなさいね。

プログラムの改修のところですけど、よく見方がわからないので申しわけんだけど、財源のところですかね。この表示の仕方ですけど、補正前が127万2,000円の10分の10で、今回それはそのままにプラスで321万円の3分の2がこの財源201万4,000円という形になるんですね、3分の2がね。

改修事業としては、その256万円というふうに表示があるんですけど、実際その321万円の3分の2が財源として表示されるじゃないですかね。事業としては、よくわからないので、321万円という対象事業の3分の2が財源だという言い方をしますと、丸々あとの3分の1はどうなるかという話があるわけですけど、その辺のところの256万円との関係がよくわからないんですけど、どういう見方をするんですかね、こういう場合。

- 委員長 暫時休憩します。

午前10時42分 休 憩

午前10時42分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 総務課長 こちらの補助金の金額ですけど、昨年、国のほうが平成28年度の予算を繰り越した財源を平成29年度に補助金として交付されておりますので、国からの割り当ての金額ということになっております。
- 東委員 どういうふうに理解をしいかということなんですけどね。

特定財源を、順番に行くと、201万円4,000円を計算するのに事業費が302万1,000円の3分の1という書き方じゃないですか。その見方ですよ。302万1,000円の3分の2を見てありますよと。それが201万4,000円でしょう。これは補正のふえた分ね。事業としては302万1,000円と見てあるように見えるわけですよ。この3分の2は国が出すよという言い方だから。あと3分の1は市が持つのかと思ったんだけど、実際には、事業費としては256万円だもんで、丸々じゃあ、事業費との関係でどうなるのかという思いですけどね、ここの256万円というのが、一体。

○総務課長 当初の事業費が1,620万円ございまして、今回の追加に必要な金額が298万円ほどです。それを含めて、今回、補助金としていただいております。

○東委員 1,620万円とか298万円とか、どう関係あるの、よくわからんのやけど、256万円と。だんだんと深みに入ってきておるような気がするけど。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時45分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁をお願いします。

○総務課長 302万1,000円というところだと思われませんが、302万1,000円というものは、国のほうから今回201万4,000円という補助金をいただけます。そちらのほうは厚労省分ということでなっております、厚労省のほうの補助の割合は3分の2ということになっておりますので、そこから割り戻した数字が302万1,000円ということになっております。

それから、もともと当初の予算のほうで1,620万円の予算が上がっております、今回の補正予算額の256万円というのは、今回の標準レイアウトを変更する分と、日本年金機構の関係で変更する分の金額と、それからもともとの当初の改修の事業、合わせて補助金をいただいておりますので256万円という金額になっております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして危機管理室防災安全課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 それでは、防災安全課所管について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の94ページ、95ページの下段に16款1項1目1節総務管理費寄附金、寄附金（防災安全課分）、はねていただきまして96ページ、97ページの中段に19款5項2目11節雑入、充電インフラ整備事業費補助金を掲げております。

歳出につきましては、2枚はねていただきまして、100ページ、101ページの下段に2款1項5目防災安全費、防災力向上事業及び防災センター管理運営事業を掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて消防本部、総務予防課について審査をいたします。

○消防長 済みません。御審議を賜ります前に、おわびを申し上げます。

補正予算の提案説明でも述べさせていただきましたが、今回の補正は、不注意によります交通事故によるものでございます。このような交通事故が起きましたことはまことに申しわけなく、心よりおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

改めまして、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○委員長 それでは、当局から補足説明がございましたらお願いします。

○総務予防課長 それでは、総務予防課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳入でございますが、議案書の96、97ページをお願いいたします。

中段の19款諸収入、5項2目11節雑入、総務予防課で自動車損害共済災害共済金でございます。

次に歳出でございますが、議案書の118、119ページをお願いいたします。

上段にあります9款1項消防費、1目総務予防費で、説明欄の消防車両整備保全事業（非常備）でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○稲山委員　事故を起こされたということで、誰でもあることですのでそのことについては余り言いませんけれど、まず事故の内容と、起こされた場所と、そのときの運転の内容、緊急出動中だったのか、どういったときに起こされたのか、まず最初にそれを1点お聞きしたいです。

○総務予防課長　事故の内容でございますが、信号機つき交差点において左折するとき、左側の後輪、フェンダーに道路上にあるガードパイプ、ガードレールに接触して交通事故を起こしたものでございます。

それから、いつかと言われますと、実は6月4日が消防団の春季訓練がございまして、それに伴う出向の折に交通事故を起こしたものでございます。

場所は、飛高町地内の北部学校給食センターの南西の信号機つき交差点でございます。

○稲山委員　そのときにガードパイプにということでありましたけれど、この46万円が今回補正で上がっておるんですけど、車両の損傷はどの部分が損傷されたのかと、それともう一点、車が46万円もという言い方はおかしいかもしれんですけど、費用がかかる損傷を負っておるわけですから、ガードパイプ自体も損傷を負っておるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○総務予防課長　まず損傷部分でございますが、先ほども述べさせていただきましたけれども、左後輪のフェンダー、ポンプ車ですのでフェンダーと、あとタイヤ、ダブルタイヤなんですけれども、外側にあるタイヤにガードパイプが突き刺さった状態でタイヤは完全にバーストという形でございました。

それと、相手のガードパイプなんですけれども、現場を私も見に行かせて

いただきましたけれども、なかなか頑丈でございまして、見に行ったら本当に変形もしていなくてかすり傷というか、うちの車両の傷が多少ついたぐらいで、それで市道ですので土木課のほうに確認をいたしましたところ、変形がなければ塗料を消防のほうで塗ってくださいということで、消防のほうで修理はしてきました。以上です。

○稲山委員　ガードパイプのほうは、土木課のほうでペンキだけということで金銭的にはかからなかったということでありますけれど、タイヤに突き刺さったということを今言われましたけれど、そのときというのは、これは非常勤ですのでまず団員だと思いますけれど、こういった対応をされたのか。事故を起こされたとき、1人で運転はされていないと思うんですけど、多分3人以上は乗っておられると思いますけれど、警察に電話するなりレッカーで引っ張るなりいろいろな対応策が考えられると思うんですけど、その点はすぐに団員としてこういった対応をされたのか。

○総務予防課長　車両には5人乗っておりまして、そこに分団長もいましたので、分団長からすぐに、消防の訓練に行く途中ですので消防にも電話し、あとは消防団の幹部、団長にもお電話をし、私たちの幹部にもお電話をいただきました。

現場へすぐに私たちと団幹部が対応をしまして、車両はパイプが突き刺さっていた状況では、もうとれていた状態なんで、そこからまだフェンダーが相当曲がっていますので、とにかく車両を移動させないかんということで、車両に載っているバールで一応はフェンダーをこじあけるといふか、上げて何とか車両を動かして、安全帯のところに移動させて、その時点で警察にもすぐに電話して、警察が来るまで待機をして、団長と幹部と話し合いをしてそこで対応させていただきました。

○稲山委員　訓練の途中で事故を起こされたということでありますけれど、それで一応自損ということの中で、自損ですわね、これ。相手というか、人は絡んでないということを知っていますけれど、自損事故ということで警察等も対応されたということでありますけれど、そういったときの対応は、常勤の場合と違って非常勤の消防団員ですので、そういった連携といえますか、もし自分たちが事故を起こしたときの対応というのを、やはりきちっとマニ

マニュアルをつくっていただいたほうがいいかなあと今思うわけです。

最近、職員さんの事故も多くなっているといったら語弊でありますけど、時々ちょっと聞いておりますけれど、特に団員さんにつきましては、新旧変わり目だとかいろいろな面もありますので、その点をもう一度ちょっと考えていただきたいということと、あと運転された方というのは、今のそのマニュアルの中にでも、実際に少し取り組んでいただきたいなということもあるんですけど、消防車を運転するのに免許を取って何年以上だとか、基本的にはそういったマニュアルもつくっていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、今実際に運転されていた人は、年齢といいますか免許の取得後といいますか、その辺の把握というのはされておりますか。

○総務予防課長　今回の運転の方は、団員歴がもう11年目でございます、機関の班長も実はやってございまして、一応うちのほうの団員さんの機関員の資格は普通免許取得2年以上の経験を有する者の方に機関員をやっていただくということにしておりますので、そういった注意喚起等々も消防団幹部のほうからもそういったことはしていますので、よろしくお願いします。

○稲山委員　起きたことですのであれですけど、基本的に今どこの分団でも一緒だと思いますけれど、本部車両以外の可搬積載車はマニュアル車でありますので、今新しい人というのは割とオートマチック専用の免許を取っておったり、取られておっても乗ったことがないという団員さんもおられますので、その辺の指導といいますか、いろいろなやり方はあると思うんですけど、その辺も一度考えていただいて、事故のないように対策を練っていただきたいと思います。以上です。

○委員長　要望でいいですか。答弁は要りませんか。

○稲山委員　はい、いいです。

○委員長　わかりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休 憩

午前11時13分 開 議

○委員長 それでは、おそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号 平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第46号 平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、危機管理室、市長政策室、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、そして監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたら、お願いいたします。

○議事課長　それでは、議会事務局議事課の所管につきまして説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出をお願いいたします。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書の104ページ、105ページをお願いいたします。

104ページ、105ページの上段から、はねていただきまして108ページ、109ページの上段、総務費の前までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、続いて、危機管理室防災安全課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　それでは、防災安全課の所管につきまして御説明させていただきます。

平成28年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の70ページ、71ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段、12款1項1目1節総務管理使用料のうち、備考欄、防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合）でございます。

少しはねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

最上段、13款4項1目1節総務管理費交付金のうち、備考欄、防災安全課、社会資本整備総合交付金（道路事業）でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

上段、14款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備考欄、防災安全課、

元気な愛知の市町村づくり補助金、南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金でございます。

2枚はねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

下段、15款1項1目2節使用料及び賃借料のうち、備考欄、防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

はねていただきまして、90ページ、91ページをお願いいたします。

最上段、2目1節利子及び配当金のうち、備考欄、防災安全課、江南市交通安全事業基金利子でございます。

最下段、17款2項1目1節基金繰入金のうち、備考欄、防災安全課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金、はねていただきまして92ページ、93ページ、最上段、備考欄、江南市交通安全事業基金繰入金でございます。

2枚はねていただきまして、96ページ、97ページをお願いいたします。

最上段、19款5項2目12節雑入のうち、備考欄、防災安全課、放置自転車等売却代ほか3件でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、136ページ、137ページをお願いいたします。

上段、2款1項5目防災安全費、備考欄の人件費等から、大きくはねていただきまして、146ページ、147ページの最上段、備考欄、駐車場施設管理事業まででございます。

大きくはねていただきまして、226ページ、227ページをお願いいたします。

中段、3款4項2目災害救助費、備考欄、災害救助事業、その下、3目被災地支援費、備考欄、被災地支援事業でございます。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○古田委員　歳入の89ページの防災センターにつけられた自動販売機ですけれども、これは何年契約で、どういうふうになっていますか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　実際、自動販売機は3台設置しておりまして、2台につきましてはパブリック・ベンディング・サ

ービスというところに平成26年4月1日から平成29年3月31日までの貸し付けとしております。もう1台につきましては、コカコーライーストジャパン株式会社に1台、これの貸付期間につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとしておるものでございます。

○古田委員 一般質問でも、災害用の自動販売機の話が出たと思いますけれども、契約が切れる時点でまたいろいろ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 平成29年3月31日で全ての3つの自販機が貸付期間を満了いたしまして、新たな貸付契約を締結いたしておる中、線路側からいいますと一番手前側の1台につきましてはカップ式の自動販売機ですが、災害対応用になっておりません。

○古田委員 何かちょっと答弁とかみ合わないですけど、災害対応の、今後自動販売機に検討をしていただけないかという御質問をしたのですが、今後です。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 前回の6月の定例会の一般質問の折にも答弁させていただきましたが、今後、新規契約において、自動販売機を設置する場合におきましては災害対応式のカップ式も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○古田委員 ありがとうございます。

続きまして、こちらの主要施策のほうもよろしいですか。

○委員長 はい、いいです。

○古田委員 80ページからの防災安全課に関することでございますけれども、あんしん・安全ねっとメールサービス、これPRを行い加入者の増加に努めたと書いてありますが、どのくらいふえたんでしょうか。どのくらいの方が、今アクセス会員というか、もちろん議員さんたちは全員安心メールに加入だと思いますし、職員の方も加入されていると思いますけれども、市民の方はどのくらい加入状況というのはわかりますか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 今、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○古田委員 それでは、今、東南海地震が30年以内に来るということで、東

日本が地震があつて、また熊本に地震があつて、本当に市民の方は忘れたところに災害がやってくるということで、また家具の転倒防止など見直しを図っていると思うんですけれども、ここの主要施策を見ますと28件で16万9,000円ということですが、今この家具転倒防止の補助金をやり始めてから何年目になって、その推移はふえてきているのか減ってきているのか。あとちょっとPR不足なのか、認識不足なのか。

家具転倒防止の補助金が、上げていただいたんですよ。5,000円から1万円に増額をしていただいたにもかかわらず、こんな状態では、もうちょっとPRに努めていただかなきゃいけないかなあと思つているところですが、同時に飛散防止フィルムについても、できるようになっていますので、その点、家具転倒防止と飛散防止フィルムの内訳とか、そういうのもわかれば教えていただきたいと思つています。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　現在、手持ちの資料の中で申し上げますと、昨年、家具の転倒防止の資機材等の整備費補助金につきましては、昨年は13件で4万3,800円ということでしたが、実際に各自主防災会の方々が公開で合同組連を実施するために、年度当初に各校下で集まっていたいて、日程調整であつたり自主防災会の資機材の調整であつたり、家具の転倒防止のPRに努めておるところでございますが、実際、平成28年で申し上げますと28件の方が申請を出されまして16万9,000円の補助金の交付を受けておられるということで、徐々にですが少しふえているという状況でございます。

また、先ほど申し上げた種別については整理したものを持ち合わせておりませんので、申しわけございません。一度確認して報告させていただきます。

○古田委員　　ちなみに、平成28年が28件で、先ほど13件と言われたのが平成27年。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　平成27年度が13件でございます。

○古田委員　　ちなみに、参考にお聞きしますけど、ことしはこの8月までどのくらいまで進んでいますか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　済みません。手元に今

資料を持ち合わせていませんので、後ほど、これもあわせて御報告させていただきます。

○古田委員　　じゃあほかのことでお尋ねしたいと思いますが、86ページの交通安全施設設置事業ですけれども、通学路のカラー舗装などは順次進めていただいているとは思いますが、反射鏡とかいろいろな道路照明灯とか、数はここで出ているんですけれども、地元から要請があってどのくらいの執行率なのかお尋ねをいたします。反射鏡、道路照明灯などですね。

　　じゃあ大まかに50%ぐらい執行しているのか、30%ぐらいなのか、それとも七、八十%やっているのか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　平成29年度に入って、実際に要望の箇所、当然、反射鏡にしても道路照明灯にしても、区画線等にいたしましても、非常に多い件数の要望をいただいております、区画線等につきましても、当然、既成の停止線であったり、そういったものについては要望をいただいた折に月単位ぐらいで警察署のほうに要望しておるわけですが、実際にカーブミラーや照明灯につきましても、要望の件数は非常に多い状況で、ちょっと手元にその数を掲げていないのでいけないんですけれども、実際に非常に多くの要望をいただいておりますのは事実でございます。

　　そうした中で、実際に本年度も当然予算に限りはございますことから、状況を見ながら重要度の高いところから優先的に実施していく予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長　　要望の件数と実施の件数はわかりますか、今。

○古田委員　　今ちょっとわからないみたいなので、後でいいです。

○委員長　　それなら、後からまた。

○古田委員　　特に、私は危険な箇所と、それから通学路にかかわるところで、先日もちょっと警察のほうにお願いする部分もあるんですけれども、横断歩道が全く見えない箇所であるとか、子供たちが歩くところの白線がもう消えかかっているところとか、そういう危険なところ、子供の通学路の命にかかわることですので、そういうところを特に、予算の限りがあると思っておりますけれども、優先して執行していただきたいなということを思いますので、その

点、よろしくお願ひします。

○委員長 答弁はいいですか。

○古田委員 答弁はいいです。やっぺくださると思ひますので。

○委員長 わかりました。要望ということで、また後ほど数字のほうは、また昼一番で結構ですのでお願ひします。

○福田委員 歳入の97ページ、上段、二酸化炭素排出抑制事業補助金というのがあるんですけど、776万円。これというの、どこから補助金が出て、これは毎年毎年出ているのか、何に使うのかということをお聞ひしたい。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 これにつきましては、昨年度、道路照明灯を1,555基、LED化を実施いたしました。

そのLED化をする事前調査といたしまして、その調査費に対しまして補助金一般社団法人環境技術普及促進協会から出ておりまして、その調査費の補助金でございます。

○福田委員 これは毎年毎年、期待できるものかね。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 これは平成28年に設置する事前調査といたしまして、このLED照明の導入調査として実施した事業に対する補助でございます、単年度の補助でございます。

○牧野委員 決算書の141ページで、成果報告書の83ページの業務継続計画策定事業の実施内容の作業内容と業務委託と分かれていますけど、今年度中にこの計画書をつくり上げるということではいいですよ。決算とはちょっと関係ないが、関連で。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 平成28年、平成29年、本年度末には策定を終了する予定でございます。

○牧野委員 それで、作業内容の職員参集時間の調査というのはどんな状況か。いろんな状況によってすごく変わると思ひますが、洪水、大雨、地震に対して、そこら辺のデータと、かなりできたんですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 こちらの江南市業務継続計画につきましては、地震対策編といたしまして実施しておるものでございまして、基本的に、参集時間につきましては当然距離によって職員の自宅から、勤務時間内であれば問題ないんですが、勤務時間外の場合、要素と分

けて実際に参集時間を算定いたしまして、それに基づきまして非常事態及び非常時対応における応急業務と、通常業務のうち継続していかなきゃいけない業務に係るところの人員配置等の計画を策定するものでございます。

○牧野委員　　実際に大きな地震が起きたときに、もちろんマニュアルがないとどうしようもないんですが、いろんな機器を使って安否確認と参集状況確認ができる機器等も出ているんですが、そういった資材を購入するようなことはこの計画書に入ってくるのか。また、それはどこか何か考えがあるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　現在、愛知県のほうで総務省の消防庁から全額補助で国のパイロットというかモデル化的事业という形で、愛知県が防災システムと連携する市町版の防災システムというものを今県のほうでシステム開発を進めておる状況でございます。

一応、今年度中に完成の予定ではございますが、その中では避難所の管理機能であったり、先ほど委員が言われるとおり、安否確認とかそういったもの、避難所の実際管理機能であったり、あと備蓄の状況、各避難所にどれだけのものが搬入されて、今現在どれだけおると、そういったものと当然予測的なもの、全ての情報のもを策定、開発を進めておる状況でございます。まだ実際には今愛知県内13の市町が検証団体ということで、きょう、ちょうど2回目の検証作業で私どもの職員が県庁のほうに行っておりますけれども、状況を見まして既存の私どもの防災システムを一部持っておりますことから、そういったところを踏まえて今後のシステム導入については検討していきたいと考えております。

○牧野委員　　わかりました。期待して、また新しいシステム等入れながら、立派なBCPができることを期待しています。

その同じ決算書の141ページで、屋外拡声子局用バッテリー交換業務委託料というのが載ってまして、これも成果報告書の84ページに載っているんですが、基地局1局と65局の屋外、これは何年ごとにかえなきゃならない。これ1回目ですかね、バッテリーをかえたのは。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　こちらは平成28年度から計画的にバッテリーの交換をしていくということで、物によってバッテリー

一の寿命は違うんですけれども、標準的には3年のものが多く、5年のものもありますし10年のものもございます。それを計画的に、災害とかそういった場合に実際に動かないといった状態ではいけませんので、実際にバッテリー等の保証年限に合わせて更新を進めていく形で実施を平成28年からいたしたものでございます。

○牧野委員　　ということは、平成28年度から始まったんですが、この442万8,000円というのは今後も毎年毎年、部分部分でかかっていくというふうに見たほうがいいんですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　実際に、年度によって交換を少しずつ、毎年差異はございますので、おおむね平均しますと300万円から400万円ぐらいの間で毎年必要になってまいります。

○牧野委員　　わかりました。なかなか金がかかるということですね。

成果報告書の82ページで少し聞きたいんですが、防災行政無線維持管理事業、ちょっと聞きましたら北朝鮮がミサイルを発射して10分ちょっとぐらいでつくそうですが、Jアラートのタイムラグが20秒ほどあるというようなお話を聞きましたが、何かそうしたもっと短いものに切りかえていくというお話も聞いたんですが、これは決算とは関係ないんですが、今後その切りかえ作業とか予算とかいうのは何かつかんでいらっしゃるんですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　こちらにつきましては、国のほうから平成30年度までにJアラートの新型受信機、先ほど牧野委員がおっしゃられました20秒というものが2秒で自動起動するという新型の受信機に切りかえなさいという指示がございまして、平成30年度に更新の作業をする予定でございまして、平成31年度以降は新型受信機でないと受信ができないと、そういう通知を8月にいただいて、来年度更新をしていきたいと考えております。

○牧野委員　　費用負担というのは、何か来ているんですか。強制切りかえだと思いたすが。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　これに係る地方債が対象事業費に対して90%充当できまして、その交付税算入率は、たしか70%だと思いたす。

○牧野委員 70%の交付算入率で、90%の充当率だと。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 済みません、訂正いたします。間違っていました。充当率が100%で、交付税算入率は70%でございます。失礼しました。

○牧野委員 わかりました。結構です。

○古田委員 82ページの防災行政無線のところ、3番目の今後の方向性・課題の中で、聞きづらい、音が大きいななど防災行政無線に係る苦情が多いため、その役割を市民に理解していただく必要があると書いてありますけれども、これはどうするという事なんですか。わけのわからんことが書いてあるんだけど。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 これも市長への手紙で、毎回、例えば大雨であったりすると聞こえづらいとか、例えば他町行政境の付近へ行きますと、隣の町の同じものが、両方が聞こえて聞こえないとか、そういったさまざまな苦情をいただいております。

そうした中で、私ども市長への手紙等で御回答させていただいておるのが、この防災行政無線はそういった緊急時の情報を収集するための1つの手段でございます。それ以外に当然テレビであったりラジオだったり、携帯のほうの防災速報であったり、そういったものもございまして、あわせてそれ以外の情報も取得していただいて対応していただけたらというふうでお願いをしている状況でございます。

○古田委員 以前、500台だったか1,000台だったか、ちょっと忘れちゃったけど、防災ラジオを市民の方に2,000円で購入をしていただいたという経緯があるんですけども、あれは何か国の予算がついて執行したということで、1回だけで終わっちゃったんですけど、これだけいろんな災害が全国で起きて、今そういったものの補助金というのはなくなったんでしょうかね。

防災ラジオは補助金がないと、前の課長さんも言われていたんですけども、補助金がつかないと申請できないと。大体1台1万円ぐらいするあれなので、本人さんの自己負担で1万円というのは厳しいので、市としても大変難しいということで伺っているんですけども、今の国の補助金の状況とか、今後防災ラジオを市民の方に、聞こえづらい方に以前のようにやっていくと

いう考えがあるのかどうか、調べてみえますでしょうか。

- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 国の補助金等というところでいいますと、委員言われるとおり現段階ではそういった補助について、補助がないと思われます。

また、戸別受信機の実際に感度が余りよろしくないというのが実情でございまして、電波のいいところだと入りやすいんですけども、例えば建物とか、そういったものがあると受信しにくいと。音が小さいとか、実際私も前部署におるときに私の背中側に置いてあったんですが、例えば分厚いガラスがあるだけで、ボリュームを一番全開にしても音が聞こえるか聞こえないか、何か言っているなあというところ、そういった状況がございまして、やはり防災行政無線のほかでいいますと、例えばメール等の配信も実際に実施しておりますので、そういったほかのいろいろな手段で市民の方に情報が伝えられるようにというところで、戸別受信機については今のところ新たに購入する予定は持っておりません。

- 古田委員 今、購入する予定を持っていないと。流しますよね、いろんな情報を、実際に災害になると。

予定がなければ、電話で再度聞き直すシステムがあるんですよ。何言っているかわからないというのを。それを何度も質問させていただいているんですけど、それがなかなか実施していただけないと。だから、電話で聞き直すシステムを、そんなお金はかからないと思うので、防災ラジオをやらないんなら、その聞きづらいのを聞き直す電話での対応のシステムをやはり考えてほしいなあと思いますが、この点いかがでしょうか。過去の質問でもございまして、多分知っていると思いますけど。

- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 実際に、私も今そういった話を聞くのは、少し経験不足で初めてでございまして、認識しておらない状況がございまして、今、委員が言われる方法も含めて市民の皆様にごできる限りの情報伝達に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

- 古田委員 部長さんは初めてなので申しわけないんですけど、ぜひ調査研究して検討していただきますよう要望しておきますので、よろしくお願ひし

ます。

○東委員 先ほどいろいろ話が出たことに関連ばかりですけど、例えばこの主要施策で見ておって、先ほど牧野委員さんのほうで出ておった業務継続計画策定事業の関係のところ、83ページですけど、今後の方向性というのがあるところの表記の中身についてちょっと確認したかったんですけど、ここに大規模災害発生時に優先実施するべき非常時優先業務を特定するとともに、非常時対応及びその事前対策に係る計画を策定するという言い方があるんですけど、その事前対策に係る計画というのはどんなものなんですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 これにつきましては、事前対策といいますと、例えば庁内で言えば庁内環境の整備という形で、当然業務に従事する職員の備蓄に対する考え方、計画であったり、あとこういった事務をとる什器等の固定とか、そういった要は庁内環境の整備及び備蓄、あと今回も古田委員さんが言ってみえたように、避難所の環境整備であったり事前対策、あと備蓄の必要資機材の配分であったり、あと受援体制という形で受援体制とか受援の施設に対する検討であったりさまざまな内容がございます。

○東委員 この業務継続計画策定事業の中に、そういうものは入っていないということなのかな。

例えば、この同じ主要施策の先ほども出ましたけど、今の例でいくと、80ページにこれは災害時対応事業という言い方なんですけどね。ここでは、一応いろんな災害時に必要な備蓄用品が書いてあるわけですけど、この中にも例えば課題の中に、指定避難所において収容可能人員に対応した資機材が備蓄できていないというのが課題として掲載されています。

今のような事前対策というのは、そういうものも含めて把握すると同時に、それをつかんでおいて、同時に例えばここを見ると、実際よくありますよね。災害のときに、市民全員に避難だというような通報が出るときに、市内全員が避難できるようなところがあるかといつも疑問を思うわけでありですけど、江南市の場合、前にも議論があつてどこかでも出た話だと思ったんですけど、現在の指定避難所におけるの可能人員というのは何人で、それで備蓄状況は何%というのが今あるんですか、例えばそういう数字が。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前11時51分 休 憩

午後1時05分 開 議

○委員長 それでは、皆さんおそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁の続きをお願いします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 古田委員からの御質問で、後ほどお答えするというので申し上げました現在のあんしん・安全ねっこの登録者数でございますが、本日現在で9,370人で、主要施策の成果報告を作成した時点から比較いたしまして115人の増加となっております。

また、家具転倒防止の補助金につきまして、平成28年度の飛散防止フィルムを実際に補助申請された件数につきましては28件中10件ございまして、その他、転倒防止、突っ張り棒とか下のマット等につきます転倒防止系が24件、扉どめ等の落下防止が4件ということでございます。こちらは2つ重複して申請してみえる方もございますので、合計件数は28件とは相違するものでございます。

また平成29年9月13日、本日現在の家具転倒防止の補助金申請につきましては8件ございまして、その総額は5万2,200円でございます。こちらにつきましては、飛散防止フィルムが8件中5件、転倒防止につきましては8件中5件、落下防止については申請はございませんでした。

続きまして、照明灯、反射鏡、区画線の要望に対しまして実際の設置状況でございますが、道路照明灯につきましては要望数20件に対しまして設置数13、却下、取り下げ等が6件ございまして、今後の対応については要望件数といたしましては1件残っている状況でございます。

道路反射鏡につきましては86件の要望がございまして、設置基準を満たすものがそのうち27件ございまして、そのうち21件設置いたしまして、残り6件のうち3件につきましては反射鏡ではなく区画線等の方法で対応したものが3件、本年度中に施行予定のものが3件ということで、今年度中には現在のところ、平成28年までの要望に係る未処理件数はございません。

また区画線、これらの既成線、警察への要望のものを除いたものでいま

すと、要望件数が11件で設置済みが4件、却下が3件ということで、次年対応の未処理件数は4件でしたが、本年度中に3件完了できる見込みということで、未処理件数としては1件となるものでございます。

あと警察への要望の区画線につきましては、平成28年度は要望が44件ございまして、本年度中、9月までに36件処理済みということで、残りが8件残っている状況でございます。

続きまして、東委員さんからの避難所の収容人数とそれに係る備蓄等の充足率につきましては、指定避難所23カ所に対しまして、長期の収容人数で申し上げますと4,258人、一時避難者を含めた形で申し上げますと6,390人で、実際にトイレとか備蓄食料につきましては長期の収容人数ベースでは、トイレとか備蓄食料についてはおおむね100%の充足率でございます。

ただし、実際に一時的に避難してみえる方もございますので、6月定例会の折にもトイレ等の算定方法で長期プラス一時の平均ということで答弁させていただいておりますので、そちらのベースでいいますと、整備率についてはトイレにつきましても備蓄につきましても約80%となるものでございます。

報告は以上でございます。

○委員長 最初に、古田委員、答弁に対して何か質疑ありますか。

○古田委員 結構です。

○委員長 わかりました。

東委員、いいでしょうか。

○東委員 主要施策の先ほどの80ページの収容可能のところ、右の81ページのところ、僕もよくわからなかったのでお聞きしたかったんですけど、活動指標のところですけど、災害情報の住民公開というのがありまして、それで地方創生推進課と連携することにより市内の災害情報をホームページで住民に公開するという形で、目標値は3となって実績値はゼロということになっておるんですけど、この目標値の立て方だとか、もともとこの3とは一体どういう意味合いのものなのかとか、今回こういう形のやりましようといい、実際できなかったという意味でのゼロというふうに読み取れるんですけど、その辺の考え方と今回の状況について、ちょっとだけお聞きしたいんですけど。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　こちらの目標値の3回につきましては、防災システムを一番最初に導入する折に、費用対効果の積算をさせていただく折に、1年間にシステムを使用する可能性という形で想定している回数を3回としておりましたことから、目標値を3回という形で設定しております。実際に、そこに至らなかったことから実績値ゼロという形でございます。

○東委員　その至らないという意味がよくわからないんだけど、もともとシステム上はそういうふうになっておるんだけど、ここを見ると何か職員のシステムにかかわる習熟度を向上する必要があるというふうに書いてありますけど、本来なら、最初的时候にはこの防災システムのところではそういうふうにやれるよということで設定をしてきたと。至らなかったというのがよくわからないんだけど、実際にはもともとこの災害情報を、どの程度のことをホームページに掲載する予定だったとか、その辺のところはどういう考え方になっておるんでしょうかね。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　こちらにつきましては、このシステムを使用いたしまして災害時に罹災証明等を発行いたします。こういった件数がなかったということでございます。

○東委員　実績ゼロというのは、罹災証明のなかったということをお答えですけど、住民の公開との関係で、どういう関係があるんですか、罹災証明がなかったことと。

これを見る限り、例えば地方創生推進課という形になると、あそこは広報を扱っておるところですよ。そういうところを通じて、例えば災害情報を、普通ホームページを市民が見るというのは、多分地方創生課で見れるようにしておるのかなという思いがしたんですよ。そこへの連携がうまくいっていないとか、その辺がよくわからないんだけど、罹災証明との関係もよくわからんですけど、どういう関係なんだかよくわからん。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　平成28年度は、システムを使用する雨等というのは2回ございましたけれども、実際にそれほどの被害も少なく、実際には使用に至らなかったというところでございます。

被害状況につきましては、システムで逐一被害状況、土のうなんかを持っ

ていくであったり、例えば実際風水害活動班が現場対応いたします。それに対して実際に道路の冠水では何センチとか、そういった情報の入力というか、そういった形で災害対応はいたしましたけれども、実際そのホームページに公開するまでの被害状況がなかったということでございます。

- 東委員 ホームページに掲載する被害状況というのは、何か基準を決めてみえるんですか。例えば、どういう基準まで載せるとか、どういう基準なら載せないとか。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 実際には、災害時に例えば避難所を開設いたしますとか、あとその後の状況といたしまして、例えば床下とか、そういった状況とかそういったところ……。
- 東委員 至らなかったと最初おっしゃったものだから、これに載せることにね。だから、その載せる載せない。だって、被害はあったとよく我々は聞くじゃないですかね。市内には、今回だって五条川の実態もあたりとか、住民にとってみれば、全市に出たというような被害じゃないわけだけど、個々に起こっておるわけですけど、だからその辺のところで基準があるかと聞いたのは、例えば災害の度合いだとか、災害の人数だとか地域性だとか、その辺のところで何か載せる載せないかとの基準はあるのかという質問なんですけど。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 こちらにつきましては特別基準等は定めておりませんが、実際に情報公開に至っては庁内で調整した上で情報提供していくという形で進めています。
- 東委員 地方創生課で、普通はそこでホームページを作成してそこへつないでいくんだと思ったんですけど、それで被害状況、例えば台風が迫っているからどこどこに避難所を開設しましたとか、終わった後に、どういうところにこういう結果でしたとか、そんなようなことを載せるんかと思ったんですけどね。その点、何か基準があるかという意味だけど、どうも今、庁内調整をしてどうのこうのとか、何も決まってないような、どういう基準で載せるかというのは特に何も無いということですね。何のためにこれが書いてあるか、よくわからん。
- 委員長 暫時休憩します。

午後 1 時18分 休 憩

午後 1 時22分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

郷原室長、お願いします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 東委員さんからの御質問でございますが、特別の基準はございません。

しかしながら、災害対策本部等を設置した折に、その後の被害状況に応じて記者発表など、ホームページとあわせて公開していく考えではおりますので、よろしくお願いします。

○東委員 もう一つだけ、またおなじ目標の話だけど、先ほど古田委員さんのほうにお答えがあった86ページ、例のいろんな安全施設件数ね。

あのときの要望件数何がしがあって、上の表に整備数で括弧書きに要望数が20基と書いてあって、実際13基とか書いてあるんですけど、この下の活動指標を見ると、実績値、例えば一番上の交通安全施設件数、これはいわゆる道路照明灯だとか、そういうものが想像できるわね。数からいくとですよ。分け方は道路区画線表示と交差点路面標示とか、それ以外のところがもし交通安全施設設置件数なら例えば道路照明灯設置工事と、この数を数えてみると、13基、1基、21基、それから道路4本、2基、3基と、私が数えたら44になったなあと思ったんですよ、全部で。目標97と書いてあるでしょう。この目標は何かなあと思って、聞こうと思っておったんです。先ほど、要望件数どうのこうのという話もあったけど、わざわざ目標設置してあるけど、97と。これは何ですかというのが、ちょっと質問なんだけど。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 目標値の件数につきましては、当初、これも見ていただいてもわかるように、実際に設置に係る工事費が近年の労務単価とか諸経费率の改訂に伴いまして、単価が上がったことによりまして設置件数が減少しておるといったところで、目標値は標準の予算額に対する当初の予算時の目標件数でございます。

○東委員 どちらが先かというのがあるんですよ。予算をこれだけしかとれないから、財政のほうから予算がこれだけしかもらえないで、それからしたら97ぐらいしかつくれんなとって目標が設定されておるのか、防災安全

課としてはこれだけのところは必要だから、要望件数から見てこれこれこんだけのところをつくっていきたいという意味の目標値なのかということなんですけどね。実際には44という実績は間違いないわね。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　この目標値につきましては、こちらを見ていただいてもわかりますように、要望件数に対して設置件数という形で、やはり未処理件数も一部含んだ数値で目標値が設定してございます。

○東委員　さっきのお答えを聞いておったら、数が合わんなあと思いながら聞いておったんですけど、わかりました。

○牧野委員　成果報告書の85ページの下の部分でお聞きしたいんですが、この防犯灯ですよね。防犯灯設置基数の目標値と実績値が、かなり実績がふえていますよね。

電気料金に対しては、目標値と実績がほぼ近いんですけど、設置基数がすごくふえているということで、課題が、防犯灯補助事業において設置件数が増加していることから、今後も継続して実施できるように予算化していきたいということだと思っておりますが、その下に対応方策として、防犯灯設置費補助金制度の業務手順等の見直しを行うと書いてあるんで、平成29年度も平成30年度もこの予算だとか設置の数だとか、手順をどう変えるか、ちょっと全体を含めて何を考えているのか、ちょっと説明してほしいんですけど。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　まずこの防犯灯の設置補助につきましては、ことしの4月の区長、町総代会でも御説明させていただきましたとおり、年2回の申請であったものを1回にさせていただきますと、補助につきましてもLEDに対する補助のみという形で対応させていただいております。

○牧野委員　ということは、LEDしかやらないよということと、申請回数も減らして少し抑制していかうということを行っているということですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　あくまでLEDのほうがやはり明るいこともございますし、電気代も安くなるということで、少しでも電気代の補助が、補助率は変わりませんので、電気代の補助で少し、それほどの大きな金額にはならないんですけども、そういったものを実際の

設置の補助に回していく形の中でLED化を少しでも進めていきたいというところがございます。

○牧野委員 多分、目標値の何倍も申請が来ちゃったので、まあいいんだけど、だから1回に絞ってLEDにして電気料を下げたということが業務手順等の見直しということなんですね。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 そのとおりでございます。

○牧野委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので……。

〔「最後に、済みません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 郷原室長。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 もう一つ、忘れておりました。

古田委員さんからの御質問のときに、防災センターの3つの自動販売機ですけれども、線路から3つ目につきましてはカップ式の自動販売機ですが、お湯等できるものではございませんが、一番線路側の自動販売機につきましては災害時対応ということで、停電時におきましても非常電源を持っておりまして購入することもできますし、必要に応じて鍵で自由に無料提供できる、そういった協定を結んだ自動販売機が1台設置しておりますので、先ほどの答弁を訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 訂正ということです。

続きまして、市長政策室地方創生推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管につきまして、該当ページをまず申し上げます。

まず決算書、事項別明細の歳入でございます。

76、77ページの最上段をお願いいたします。

12款2項1目1節総務管理手数料、備考欄は上から2行目の地縁団体証明

手数料でございます。

次に、82、83ページの最上段をお願いします。

13款4項1目1節総務管理費交付金、備考欄は地方創生推進課の地方創生加速化交付金でございます。

次に、90、91ページをお願いします。

これも一番上の囲みになりますが、15款1項2目1節利子及び配当金、備考欄は地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、同じページの中段でございます。16款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、94ページ、95ページ、備考欄は上から6行目になりますが、19款5項2目1節市町村振興協会基金交付金と、そのすぐ下にございます2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、98ページ、99ページをお願いします。

19款5項2目12節雑入、99ページの備考欄、最上段の地方創生推進課の市勢要覧売捌収入からその6行下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、少し飛びますが108ページ、109ページをお願いします。

以下は歳出でございます。

中段の2款1項1目地方創生推進費でございます。

そこから3枚はねていただきまして114、115ページになります。備考欄では、秘書政策課の手前になりますタウンミーティング事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　決算書でいくと、先ほど最後のところだという話がありまして、115ページの最下段の秘書政策費のタウンミーティング事業のところですけど、これも大体会場借上料だとか、別の借り上げがあつて、主要施策の344ページにタウンミーティング事業の実績がここで記載をされております。

見ると、一応平成28年度に関しては1回、2回、3回と。1回目が全市的にやられたやつでしょうかね。財政状況のことがテーマが幾つか書いてあつ

て、古知野高等学校だとか、あるいは成人の集いの実行委員会の皆さんとのタウンミーティングをやったというのが述べられておるんですけど、もともと予算的にはそんなに大きな予算を組んでおるわけじゃないんですけど、これは市長さんの公約にもあるということで始まったわけでありまして、いつも目標値ということばかり言って申しわけありませんけど、活動指標という形では目標値4を持って実績は3で、先ほど上に実績があつて3カ所でやっておるわけでありまして、1つは、もともと4回計画した中身というのは、そもそもこのうちの3回はこうだったという計画をもともと持たれたのかということですね。4回持つという計画の中身がね。その上が、3回は実行できたということなのか、ただ回数だけを一応設定したのかどうかと、その辺の差がどうあるかどうかということがあります。

じゃあこのタウンミーティングで、1番目は宮田の学供で財政状況などのことで議論されたわけですけど、その次は若者だとかでやってみえるわけですけど、参加者からいろんな声があるわけですけど、このタウンミーティングによって、すぐにではないにしても、やはり行政に対してこうだとか、市政に反映させていこうだとか、まだまだ回数は3回ですけど、そういうものがちゃんと成果としてあったかどうかも含めてお聞きをしたいと思います。

○地方創生推進課長 目標値の4回につきましては、年間を通して市長のスケジュール、例えば9月中は議会があるのでちょっと難しいかなあということで外していくと、頑張っても4回ぐらいかなあということで設定をいたしました。

特に、その段階でどこでやるとか、どういった地域やグループやテーマやということは一切決めずに、タウンミーティングと申しまして、市長のタウンミーティングという中身ですので、その都度、今一番市長がここでやりたい、意見を聞きたい、皆さんのお話を聞きたいというタイミングで随時行うという形を基本としておりますので、やること自体が目的ではないということで、4回というのは暫定的にというんですか、頑張ってもこれぐらいかなあ。もちろん、超えてもいいかなあということで考えておりました。

タウンミーティングで出た意見につきましては、ホームページなんかでも

公表をしているところでございますが、あくまでも今後の市政運営に市長が活かしていくという形でありますので、その都度そこで何かを意志決定するとか、市の方針、方向性を出していくとか、そういう趣旨のものではございませんので、具体的にこの言葉がどう活かされたかというところまでは把握できておりませんというか追跡はしておりませんが、市長には必ずその声が届いていますので、今すぐでなくても日々の市政運営あるいは予算措置をするような市政運営で反映されていくものと考えております。

○東委員　　すぐにとというのはなかなかないと思うんですけどね。

それで、今の日程のとり方というのは、見ていると、5月だとか10月、11月ですから、定例会は避けていくと、あとは年明けの1月か2月かというようなところしか我々は頭に浮かばないわけですけど、今回の特に内容までを事前にいろいろ決めるものではないというようなお話でしたけど、そうすると、具体的には市長みずからが、時期は大体この辺の時期を設定しておいて、やり方としては、今回、例えばどういうところへ行ってとか、どういう相手をとかいうところは市長から大体意思が示されるということなんでしょうか。

○地方創生推進課長　　概略、方針は市長から事務局、私たちのほうへ指示が出まして、候補地、開催の要領案を市長に改めて伺う、決裁を受けるという形で進めております。事務局が用意したのに市長さんが形式的に出てきていただく、出席していただく、そういうスタイルではなくて、あくまでも市長主導の形の開催を進めております。

○東委員　　はい、わかりました。その件については。

○委員長　　ほかの方、御質疑はありますか。関連で。

○古田委員　　今、3つのタウンミーティングが行われたという説明がございましたけれども、ことしはもう既にやられましたか、1回か2回。

○地方創生推進課長　　ことしはまだ、後半に向けて今調整中でございます。

先日も中学生のというようなお話もあったんで、それも含めて調整中でございます。

○古田委員　　そうですか。市長の公約の中に子育て先進市というのがありますので、ぜひ小・中学校の生徒さん、または保護者の方とか子育て世代の意見をやっぱり聞いていただけるといいかなということを思いますので、今後、

御検討のほう要望しておきますのでよろしく申し上げます。

- 東委員　　もう一つ、主要施策でちょっと戻りますけど、340ページのいつも聞くことですが、公募型の協働支援補助事業で今回は全部で8件というのか8団体というのかな。その結果がここで示されておるわけでありまして、予算規模としては、この執行状況を見れば一応全体は11万7,125円ということになってはいますが、1つは、一応形はつながろう！連携コースで2つ、ひろげよう！展開コースで6件というのがあるわけですが、実際には個々の個別な費用はどれぐらいなのかということと、実際これは行政のいろんな事業にも生かしていこうということもあると思うんですけど、それであとどれぐらいの事業によって人の参加というのかな。それが数が出るか、よくわかりませんが、どれぐらい広がりがあるのかというのがよくわからないんですけど、それはわかるんでしょうか。
- 地方創生推進課長　　決算が、91万3,000円の内訳をまず申し上げればよろしいでしょうか。

1件目がNPO法人わいわいわいさんの事業、正しい歯磨きで正しい子育てが20万円、NPO法人子どもと文化の森さんの親子のhappy spotが16万3,000円、フェリーチェさんの生演奏を身近に感じてもらう事業が9万7,000円、草井を元気にする会さんがカローリング大会で9万7,000円、親和会さんという団体が町内のレクリエーション、運動会に対して10万円、女性連絡協議会が地域の子育て支援に10万円、飛高親の会さんが子育てサークルを中心にサロンを開いた事業に5万6,000円、最後にこうなん地域猫の会ということで、地域猫、殺処分を少しでも減らしていこうという取り組みで、この事業に10万円で、決算が91万3,000円となっております。

事業に対して、地域猫のように参加者を募るとかいう事業ではないものもあるんで難しいんですけど、先ほどの子育て支援の関係では1年間の活動の中でイベント的なこともやられた会もありまして、参加者ですと結構市内外から見えていたという感想は持っております。また、フェリーチェさんという音楽の団体は、市内の全保育園を回ってということですので、その際には保育園児じゃなくてお母さんたちと、保護者の方と可能な限り、働いていらっしゃる方もいますが、保護者の方と一緒に演奏を聞いてもらうという

形の、そういう参加の仕方もありましたので、一概に何百人とかいうのはなかなか把握していないところでございます。個別には、もちろん調べれば御報告できると思いますので。

○東委員　それで、今後の方向性のところでも、それに関連することになるかわかりませんが、補助金を申請する段階でその事業の計画づくりに対する相談を充実させていこうと書いてありますから、これは経験してみた上でこういうことが必要だということになるんでしょうけど、その辺のところはこの間いろんな形で続けてきてみえる事業ですけど、実際にはこの辺のところをきちっとやっていったほうが事業そのものが本来の趣旨に生かせるものになるということで、こういう必要性があるということなのかな。

○地方創生推進課長　そのとおりでございます。

件数的には何年か前からよくなかって、傘マークが続いていたんですけど、いろんな改善の成果というかPRの成果があって、今回、ことしも目標を超えた件数の利用をいただいていると。

その次の段階では、事業の中身についてもフォローしていくと。実際に、相談会に見えた団体からは、申請書の書き方云々じゃなくて、事業そのものをどうやってやっていったらいいのかわからないと。一緒になって考えて、相談員さんが考えて、フォローしながらやっていったことに対して、大変よかったというようなお話もあったんで、件数の数字にとらわれず中身について一緒に考えていくというような形を、今後はそっちにシフトしていきたいなあという考えでおります。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続きまして、秘書政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして説明のほうをさせていただきます。

平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書の90ページ、91ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

最上段の15款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金で、秘書政策課の江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

次に、少しはねていただきまして、98ページ、99ページの上段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、12節雑入で、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料まででございます。

続きまして、歳出でございます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

114ページ、115ページの下段、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費でございます。

こちらから122ページ、123ページ、中段の行政経営費の前まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中野委員　成果報告書の350ページなんですけれども、こちらに正規職員の平成28年4月1日現在が650人で、非正規が750人、現状は今どうなっているのか、お聞きいたします。

○秘書政策課長　今年度の4月1日現在で申し上げますと、正職が650人、非正規が819人でございます。

○中野委員　現状、非正規がかなり4月1日現在からふえているんですけれども、今、慢性的に人手不足というような感じがするんですけれども、今後この非正規の処遇改善というか、今後この辺の対応というのはどのようにしていくのか、お尋ねします。

○秘書政策課長　非正規の方の対応でございますけど、最近、さまざまな事業の拡大に伴いましてこういった非正規に依存する部分も多くなっております。

ただ、全てを非正規の方で担うというふうには考えておりませんので、今は正職員もある程度ふやすという方向で増員の採用計画を立てておるところ

でございます。特に保育士、保健師等につきましては、採用をふやす方向でやっているということをお願いしたいと思います。

あと非正規の方の処遇でございますけど、今、国のほうで地方公務員法、地方自治法が一部改正されまして、平成32年の4月から大幅な改正が行われる予定でございます。そちらに向けて今、国のほうから情報収集している状況でございます。そちらに合わせて改善ができればいいというふうには思っておるところでございますので、よろしく申し上げます。

○中野委員 通常募集のほうで、土木と社会福祉のほうが採用がゼロで、追加募集のほうでも土木と社会福祉のほうが採用がゼロというような形になっているんですけれども、これは採用の条件というか、採用の方法というか、この辺はどのようになっているのか。

○秘書政策課長 社会福祉卒については、社会福祉士または社会福祉主事の任用資格、そういったものを持っている職員ということが前提になっております。

あと土木につきましては、学生時代にそういった土木の専攻課程を経た者ということになっております。

今の就職の状況でございますと、特に土木・建築あたりですと非常に景気がよくて、そういった民間企業のほうに多く流れているというところで、なかなか公務員のほうに、これは当然うちだけの問題じゃなくて全国的な自治体がどこでも抱えている問題なんですけど、そういった技術職員が不足しているという問題が今あるところでございます。

○中野委員 市民の方からすると、最近、災害も多くていろいろ専門性があった方に相談できるほうが市民の方からサービスが向上するのかなあと思うんですけれども、この辺の対応というか、今後どういうふうにしていくのかお聞きいたします。

○秘書政策課長 まず採用に当たっては、これまでは募集要項等をホームページとか広報でお知らせするのみだったんですけど、ここ一昨年あたりから、愛知県、岐阜県の大学や専門学校等を回りまして、そういったところを中心に今人事の担当が1つずつ回ってお願いしているところがございます。

中には、そういったうちの熱意を酌み取っていただいたのかわかりません

けど、就職の担当の先生から江南市いいよという形でお勧めいただいて、受けに来ましたということも、採用試験のときにそういったことをおっしゃる方もございましたので、少しずつ効果が出てきているのではないかなというふうには思っております。

○中野委員　　こういう土木だとか、いろいろ専門性のあるところの有資格者の適正人員というか、その辺が満たしているのかどうか、全体的な形になっちゃうんで答えづらいとは思いますが、その辺は問題がないのか、どういうふうになっているのかお尋ねします。

○秘書政策課長　　特に有資格者の配属についての問題はないというふうに考えております。

○中野委員　　今、年齢構成的にどんどん退職とか定年していくとだんだん入れかわりがスムーズに行かなくて、その辺のもあると思うんですけど、そういった年齢構成的なものというのは問題ないのかお尋ねします。

○秘書政策課長　　ここ数年は団塊の世代を中心に大量退職があったものから、その分、大量採用をせざるを得ないという状況で、非常に職員の年齢構成が若くなっております。

これももうそろそろ終わる段階でございまして、この先、5年先、10年先を見ますと、逆に退職者が1人もいないというような状況が発生する年が幾つか見られます。そういったところに、退職者が少ないから採用も少なくしますと、また年齢構成がいびつになってきますので、少ない年であってもそういったところに逆にある程度一定数の職員を採用することによって、まず年齢構成のひずみを解消したいということと、少しでも正職員の割合をふやしていきたいというような考え方を持っております。

○東委員　　今のところで、350ページで今その議論があって、ちょっと確認だけまず先にしたいんですけど、現在、条例上の職員定数は何人でしたか。

○秘書政策課長　　689人でございます。

○東委員　　もちろんそれは上限という意味ですけどね。条例で689人というのは、条例上で定数が決められておるわけですので、先ほどの話で今650人ということですから、枠という言い方は変ですけど、一応その仕事の内容だとかさまざまなことが総合的に考えられて、人が必要になってくるならばな

るといふことなんでしょうけど、例えば今のお話を聞いている中で、正規職員の方をもう少し職場によってはふやしていきたいという考えもあるという話ですから、一応定数枠という言い方は変ですけど、条例上689人あるわけですので、39人分の枠という言い方は変ですけど定数上はそれだけの間があるわけですよ。

本来は、これは財政との絡みも出ているかわかりませんが、あるいは仕事の量にもよるんでしょうけど、実際には、目安としてはそれぐらいの数までは本来はふやしていこうという思いはあるんでしょうか。

○秘書政策課長 定数条例で定めた数字は、一定の目安にはなるとは思いますけど、今現在、それを目標にふやしていこうというほどの目標は持ってはいないです。まずは現状が一定の充足だというふうに考えておまして、事業の拡大等によって、そういったところを中心にふやしていくという考えであります。

○東委員 たまたま本会議で、保育職のところの非正規の状況を取り上げさせてもらったんですけど、今は正規・非正規と言いかたで区別していますが、実際にはなかなか事務職の場合でそういう欠員という言いかたは、当時はやりましたけど。欠員補充でやっておる臨時職員じゃないかという形でやったんですけど、それはそれで少しでも改善はという方向があるというふうに聞いていますけど、していきたいという思いがあるということなんですけど、あともう一つ、決算意見書で本会議でも時間外勤務のことが取り上げられましたですよ。

あの場で、一定のところではいろいろ特定のところに時間外が多く発生しておる部署があるという形で、現状、病気休暇だとか休職の職員が多い職場もあるという監査員さんからの指摘があって、本会議では病気休暇が26ということでしたかね、あのときの本会議場でお答えいただいていたの。間違っておいたらちょっと直してください。休職が7というような報告だったんですけど、実際のこういう部署、例えばどのぐらいの、休職という言いかたをすると、これはあれですかね。何年まで認められておるものでしたですか。何かあったんですかね。

○秘書政策課長 今、委員お尋ねの件でございますけど、病気休暇について

は今おっしゃったとおり平成28年度は26人でございます。休職のほうは7人ということで、まず病気等で仕事に従事することができないという場合は、まず初めに90日までが病気休暇ということでの扱いになります。90日を超えますと分限休職という扱いになりまして、そこから3年間は休職扱いになります。3年間たっても復職の見込みがない場合は、分限免職という形になります。

○東委員　　そうすると、今は90日までが病気休暇ですから、今の休職の方というのは一番長い人だとぎりぎり、3年間は一つの区切りですけどね。一番短くてどれぐらい、一番長くてどれぐらいという形でお聞きしたほうがいいですかね。

○秘書政策課長　　休職の方で、平成28年度でいきますと、早い方ですと1年ぐらいで復職された職員もおります。あとは平成28年度に休職になって、まだ現在も休職中の職員もおりますということです。また、3年を超えて免職に至った職員はいないです。

○東委員　　こういう場合は、基本的には病気休暇も、あるいは休職になった場合というのは、いわゆる臨時職員の方が対応すると、全てそういう形でいいんでしょうか。

○秘書政策課長　　こういった病気休暇等、あとあわせまして育児休暇等も、そういった場合も臨時職員で従来はやっていたんですけど、最近、特に育児休暇を中心にちょっと女性職員もふえておるものですから、そういった方がふえているということで、全て臨時職員で対応しておりますと、その職場がうまく回っていかないという状況になってきましたので、昨年度あたりからそういった職員が一つの目安として2人発生すれば、2人の臨時職じゃなくて、1人は正職員を入れるというような方針に変えさせていただいたところでございます。

○東委員　　そういう場合は、通常募集もしくは追加だとか、そういうものが反映してくるということでもいいんですかね、そうすると。

単に、退職者の数は一応わかるわけではありますが、来年なら来年という1年の見込みができるんですけど、それ以外に今のような事態が起こった場合も含めて採用を決めるということになれば、そういうことも全部反映した

数が採用数になるということになるのでしょうか。

○秘書政策課長 通常は4月1日採用ばかりだったんですけど、最近、10月1日採用もやっております、そういったところで半年ぐらいの目安の中で休職や休暇をとった職員がいるところの補充も含めてやらさせていただきます。

○東委員 これは主要施策の結果ではないんですけど、ちょっとだけ考え方をお聞きしたいと思って、聞きたいんですけど、主要施策の318ページに、いわゆるここはいろいろ成果状況が書いてあるところがあるんですよ。

318ページの成果の状況で3つの部分がありまして、中段は自己啓発をしている職員の割合とかいうのが出てくるわけですけど、どういう考え方をすればいいのかという思いでちょっとお聞きしたいんですけど、ここの最後のところの、成果目標を意識して仕事に取り組んだり業務の改善を心がけている職員の割合という形で、目標値は、平成18年当時は69%という基準値がここで示されておって、目標値は95%まで持っていきたいねというところで、現状は実績としては80.3%まで来ていますよというところがあるんですけど、私、難しいなあと思って見ておったんですけど、こういう改善に心がけている割合という見方をするとというときに、どうやって評価をしたらこういう数が割り出せるのかというところがあるんですけど、それはどういう考え方をするのでしょうかね、こういうのは。

○秘書政策課長 こちらは、毎年度末に人事のほうで職員に対するいろんなアンケートをやっておるんですけど、そういった中で自分のやっている仕事ですね。受け身ではなくて、自分からいろいろ考えて前向きな姿勢で取り組んでいるかというような形でお尋ねをさせていただいているんですけど、それに対して「はい」と答えた職員の割合ということでございます。

○東委員 アンケート調査で「はい」と、そういう思いがあるよと。だから、それが大事ということでもんね。本人の、みずからがそういう意欲を持つという意味で「はい」と答えるということなんではないでしょうかね、考え方としては、はい、わかりました。

よくわからなかったことがあるんですけど、同じく主要施策の関係の346ページの公共施設の再配置計画の策定事業のところですね。

この見方もよくわからないんですが、これは我々には、平成28年度というのは、当時、総合管理計画というのはもちろんこれは1年前ですね。古い話ですけど、これが配られたわけでありまして、その後はこの公共施設再配置計画に取り組んでおるということで、逐一報告があるわけですけど、この見方なんですけどね。活動指標、平成28年度はなかったということなのかな。

つまり、再配置計画の件数で、施設ごとの再配置計画策定数というのがありますよね、この活動指標で。目標は1を持って、実績はゼロですよということなんですけど、ここの言う施設ごとの再配置計画策定件数というのは、例えばそれぞれで所管の課があって、それで施設を持っておる。個々の施設がたくさんあるわけでありまして、ここの活動指標の見方ですね。目標が1があって、実績がゼロでしたというのは、これは一体どういう内容かというのをちょっと確認したいんです。

○秘書政策課長　　まず全体的な再配置計画につきましては、平成28年、平成29年と2カ年にわたって現在も策定、やっているところでございます。

その中で、個別の施設で希望的観測の中で、ひょっとしたら再配置計画ができなくてもある程度のそういった施設の個別の再配置の方向性がしっかり決められるものがあるのではないかなというところで設定をさせていただいたんですけど、こういった再配置計画をつくっている中では、そういったことはやはり難しいということで、今も外部有識者の方を交えていろんな議論をしておりますけど、全体の中でまず考えてから順序立てて、平成30年から個別の具体的な方策に入っていくべきだというふうに今考えておりますので、ちょっとこの指標がこういった形で最初に出してしまっておりますので、これに対しては実績としてはゼロという形になっております。

○東委員　　最後の結論として、平成30年以降に本来総合的に見る中で、全体を見る中で当然再配置というのは決めていけるものだということですよ、今おっしゃったのは。

ただ、本来そうなるべきところだったんだらうけど、まだこの平成28年当時は、場合によってはその施設、個別で再配置と、そういう想定もあったんですかね。個別で再配置というのは、施設ごとの再配置というのがよくわからんなあとって見ておったんですけど、この表現の仕方がね。現状、ない

ということですかね。

○秘書政策課長　例えば、極端な話ですけど、どこどこ保育園とどこどこ保育園は統合して一つにするとか、そういった方向性がこの時期で決まったりすれば、それが個別の施設計画になるのかなというふうに思うんですけど、やはりそこまで踏み込んだ議論がなかなか並行してできなかつたものですから、今の全体計画の中でそういったところも踏まえて議論をさせていただいているというところでございます。

○東委員　もう1点、右のページ。今問題になっておる話ですけど、これは確認したいんですけど、布袋駅東の作成できましたよね。計画書は策定されました。我々はグリーンのやつをいただいたわけですけど、各会派ごとにとという形で基本計画書が。

それで、今さら何を言っておると言われても申しわけないんですけど、あのスキームですよね。定期借地というスキームのことで、その場合、あれはあくまで前提は市の土地というのが前提で、定期借地という事業スキームが大体提案されて、平成30年のという形で行きましようかという形で述べられたわけですけど、それを受けて今度また新しく進みかけておるわけですけど、その場合の事業スキームでいわゆる定期借地を設定する場合と土地の所有権という場合ですね。

ここで言う事業スキームで示されるような考え方というのは、あくまでもその対象面積は市の所有物でなければならないという前提だということに進められておるわけですけど、それというのは絶対に、この事業スキームのやり方というのは、市なら市が全部を持っていないと今回の基本計画で示されたような事業というのはもともと想定できないという考え方を持っておけばいいんでしょうか。

○秘書政策課長　底地の考え方なんですけど、現在は市のほうとしましては9,000平米を市のほうで購入させていただきまして、市が民間事業者の方に貸すという方式で考えておりますが、全国の先進事例等を見ますと、全てそういった方策ではなくて、例えば一部市が所有しているとか、あと別のところは別の方が所有しているというところをあわせてお貸しするとか、そういった形でやっているというところも聞いておりますので、必ずしも底地を全

て市が購入しないとこの事業ができないというわけではないです。

○東委員　　そうすると、この中で示され、極端にですよ。もともとは半分を受ける業者に買っていただいてという分割方式という例はあるということを示されておるけど、今のところは、現在江南市がやりましようかといっておるのは、全部の土地に対して一応市が確保して、その上に建てることを前提に進めていますけど、場合によっては市の部分が一部、あと全く別の民間の方の一部、そういう場合でもそれを包含した形で、それを全体の面積として考えて、この事業というのは別に受ける側がそれでいいよということであれば可能だということでもいいわけですね。

○秘書政策課長　　ですから、例えば全体の面積の一部、市が所有していない部分については、その土地の持ち主の方から市がお借りして、9,000平米を市と民間事業者での契約ということで、市が9,000平米を民間事業者に貸すと。

ですから、民間事業者にとってはその9,000平米の土地の実際の地主さんが市であろうが別の第三者の方であろうが関係ないということで、契約はあくまでも市と結ぶわけでございますので、ということで整理をしております。

○東委員　　だから、いわゆる又貸しという言い方は変ですけど、要は市の借地の上に、またさらにそれを貸すという意味ですよ。わかりました。それも可能だということですね。

○委員長　　ちょっとここでトイレ休憩をしたいと思いますので、20分再開ということで、暫時休憩いたします。よろしく申し上げます。

午後 2 時14分　　休　憩

午後 2 時20分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

続いて、総務部行政経営課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○行政経営課長　　それでは、行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の66ページをお願いいたします。66ページ、67ページでございます。

最初に歳入でございますが、最下段の2款地方譲与税から、68、69ページと70から71ページの中段、10款交通安全対策債特別交付金まででございます。次に90、91ページをお願いいたします。

上段、15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、備考欄、5つ目の行政経営課の江南市財政調整基金利子でございます。

はねていただきまして、92、93ページの上段、17款繰入金、2項1目1節、備考欄、5つ目の行政経営課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下段、18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、100、101ページの中段、20款1項市債、3目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして歳出でございます。

122、123ページをお願いいたします。

中段の2款総務費、1項総務管理費、3目行政経営費から、126、127ページの上段、備考欄の主要施策成果報告書及び県下各市決算状況調作成事業まででございます。

次に376、377ページをお願いいたします。

下段にございます12款1項1目公債費、そしてその下の13款1項1目予備費まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　主要施策の322ページの、これは考え方をちょっと確認したいんですけど、ここで経常収支比率だとか公債費比率だとか財政力指数などの成果の状況で、一応これは一定の目標値を持ってやっておるわけですけど、この経常収支比率の目標値の77%という目標設定をしてみえるんですけど、これを77%にしておるとい理由というのは何かあるんでしょうか。

○行政経営課長　目標値はかなり以前につくられた目標値をずうっと引っ張ってきていまして、前回、一般質問でも多分話をさせていると思うんですけども、80を超えると財政の弾力性が失われつつあるということで、それ以上の高い目標値を持って設定しているという考えですけど、今の他市町村の

経常収支比率とか県下の状況を見ると、若干この77%というのはかなりハードルの高い数字の設定を多分しておったなというふうには感じております。

○東委員　　いろんな考え方があるんですけどね。比率だけにとられる必要はないと思うんですけど、あえて77%と言ってみえるからには、江南市としてそれに向けて、たまたまことしは実績値は88.2%と。これは本会議でも出ましたけど、その原因というところが、88%になったところが分母と分子の関係ですから、それぞれのどう影響があったかということの話でしたけど、現状でいくとあれですかね。具体的にどういうところで、どう分母をふやしてとか、分子でどのぐらい減らしたとか、そういう裏づけがあって77%と置いておるような話ではないんですか。

○行政経営課長　　そこまでの具体的に数字は持ち合わせていない目標数値でございますので。

○東委員　　今の最初に、以前というのはつまり平成18年のという意味かな、その目標設定したのは。

これがたまたま、今度どうなるんでしょうね。総合計画が変わってきますと、一定こういったところについても設定の仕方をまた検討し直すことがあり得るのかな、そういう点では。

○行政経営課長　　以前の計画は、財政力指数1を目指すというもともとの目標がございまして、今度の新しい計画におきましては、ちょっと今数字を忘れちゃったんですけど、財政力指数も身の丈に合った数字も示しておりますし、経常収支比率と実質公債費比率についても現状をよく考えた上での数字を今目標値にさせていただいております。

○牧野委員　　成果報告書の354ページ、市債残高の推移なんですけど、実質的な臨財債を除く市債がずうっと減ってきて非常にいいんだけど、今度10年ぐらいの計画みたいなものが何かあるんだけど、平成29年度も減るんじゃないかと僕は思うんだけど、実際の負債、何ていうのかな。

ただこの平成40年ぐらいに向けての何かそういう推計値みたいなものは持っているんですか。

○行政経営課長　　具体的な数字のものは持ち合わせておりませんが、市債の考え方につきましては、大体例年でそれほど大きい上下するような借り入れ

というのは今現状ございません。

ただ、近いものであれば、体育館につきましては今年度18億円ぐらいの借り入れをすとかというのは、もう目に見えるものについては当然その計画の中には入れております。

そういった形で、先ほどの話に戻りますけれども、将来負担比率とかというような考え方の中では、そういった大きい事業の大型プロジェクトとされているごみ関係も含めての考え方は持ち合わせてはおります。

ただちょっとまだ具体的な金額自体がはっきりしていないというのがございますので、あくまでも概算での考え方でございますが、通常の業務についての細かいところの数字は持ち合わせてはおりません。

○東委員　　ちょっとこれは数字の確認のような話なんですけど、主要施策の30ページ、最初のほうです。

ちょっと見ておってよくわからんなあと思ったのは、5番目で財政力の推移ということで平成24年度から直近の平成28年度までの分の表がありますよね。基準財政需要額から財政収入額があって、交付税基準額があって交付税額がずうっと欄があるんですけど、見ておってちょっとよくわからなかったのは、平成28年度ですよ。平成28年度の上から3段目ですけど、つまり交付税交付基準額というのがあるじゃないですかね。24億8,645万4,000円となるんですけど、これは多分その基準財政需要額と収入額の差になるんだろうと思っておったんですけど、ちょっと数字が違って、それともう一つは、左のほうを見てもらうと、例えば交付基準額、上から3段目、例えば平成27年度は25億7,978万6,000円、交付税額も同じく25億7,978万6,000円、同じじゃないですかね。全部そうなんですよ。平成26年度も。

ところが、平成28年度はなぜか普通交付税の基準額がちょこっと違うんですよ。何が違うのかというのが1つ目です。

○行政経営課長　　まず交付税ですけど、交付税の決定がされる前に若干調整率というのが実は入ってしまして、国の財源があると3月にそれが復活するというのがあるんですけど、平成28年についてはその調整率の復活がなかったもんですから、若干下回ったというものでございます。

○東委員　　単純にこの計算ですね。基準財政需要額から収入額を引いてみる

と24億7,195万8,000円になったんですよ。ところが、それともまた違うなど思って見ておったんですよ。この表示されておるのがね。

さらに決算額は、これは決算数字です。24億7,529万2,000円、これは決算数字です。

それで、前の年もそんなに差があるのかなあとって見ておったんですよ。平成27年も平成26年も、決算時期に。そうしたら、平成27年度の決算書は全く同じになっておったもんだから、何かずれがどこかで発生したのかなと思って、そうすると今の平成28年度、この決算書をつくる段階でたまたま平成28年度というのはそういう何か調整、間に合わない時期があったのかということですね、決算数字と。決算額が我々に示されていますからね、もうこの24億7,529万2,000円で。これは決算書数字どおりです。

なぜか差し引きした交付税基準額が違うんですけど、その財政需要額と収入額の差とも違うんですよ。3つ数字が出てきたもんで、何だろうなというのがあるんですけど。

○行政経営課長　この年度ですけど、交付税検査で錯誤額がございまして、要は過去に、監査というか検査があるんですけど、それでちょっと間違いの数字があるとそこの年度で調整するという操作をするんですよ。それがあったもんですから、ちょっと数字が合っていないということです。

○東委員　これをつくるのがいつの時期かというのがよくわからんですけど、決算数字はそのまま決算書どおりですわ。この上から4段目はね。

その錯誤の指摘というのは、いつごろになるんですか。よくわからん、錯誤の指摘というのは。

○行政経営課長　平成27年度に交付税検査がございまして、平成28年度に影響してくるということ。

○東委員　交付税の監査といいたいまいしょうか、そういうのは何年かに一遍ですか。

○行政経営課長　3年に1度です。

○東委員　だから、その前だと多分平成25年にあったということかね、ひょっとしたら。平成25年の前というのか、平成24年にあったのかな。そのときによって、錯誤は指摘を受けて、錯誤を受けたときに我々には錯誤を受けた

段階で、単純に需要額と収入額の差額もこの「2486」ではないんですよ。もともと何を基準にそうやって計算していくかとよくわからんのですが、その錯誤が受けたのは平成27年に受けたと、錯誤の指摘を。現在、平成28年度の決算書に表示する際に、どれが違っておるんですか。需要額が違っておるの、収入額が違っておるのというふうに聞いていくと、どこがどう違っておるのというのはわかるんですか。

- 行政経営課長 両方ありますので、需要額が違う場合もありますし、収入額が違う場合もあると。
- 東委員 違うというのは、どういう意味なの。その違うというのは、何か。
- 委員長 暫時休憩します。

午後 2 時35分 休 憩

午後 2 時40分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、村瀬課長、答弁をお願いします。
- 行政経営課長 数字の差につきましては、調整率が復活されていないという要因が1つと、あと交付税検査によります歳入歳出の錯誤額の差があるということでございます。
- 委員長 それでは、質疑も尽きたようでございますので、続いて税務課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

- 税務課長 それでは、税務課の所管につきまして御説明申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書の66、67ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。

1 款の市税につきましては、1 項の市民税からずうっとおりていきまして5 項の都市計画税まで、このうち現年課税分が税務課の所管となります。

次に、飛んでいただきまして、76、77ページをお願いしたいと思います。

上段にございます12款使用料及び手数料、2 項 1 目 2 節徴税手数料で、備考欄にございます証明手数料初め2 項目でございます。

次に、98、99ページをお願いしたいと思います。

19款の5 項 2 目12節雑入のうち、備考欄の上段にございます税務課分でご

ございます。土地整理図等コピー実費徴収金初め2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出は152、153ページをお願いしたいと思います。

下段でございます2款2項1目は税務費でございます。153ページ右側でございます備考欄、人件費等から始まりまして、進んでいただきまして159ページ最下段になります、税諸証明書交付事業まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員 主要施策で、例のいまだによくあるのかわからんですけど、返戻納付書の件数というのが指標で出ていますけど、現実には。それで、残念ながらまだこういうのが発生するわけでありまして、なくせるものならなくしたいというところがあるわけでありまして、具体的に、今回平成28年度でいくとこういう実績になっておるわけでありまして、現実にはこういうことが発生するというのはどういう原因が主にあって、それがなかなか改善にならないのかどうかというのがわからないんですけど、その辺のところの状況をお聞きしたいんですけど。

○税務課長 返戻納付書の件数につきましては、賦課誤り等によりまして納税者の方から御指摘をいただいた件数ということで思っていただけだと思います。

主な原因でございますが、やはり職員の賦課業務における入力誤りというふうに思っていたのが一番わかりやすいかなと思います。例えば、個人の市民税で1件ございましたけれども、所得の金額を誤って入力してしまったことで誤ってしまったということですか、あと軽自動車税での誤りについては、抹消の入力を、人を誤ってしてしまいまして、正しくやり直したんですけども、その間違った入力を放置してしまったといえますか、当然それは復活させないけなかったものをそのままにしてしまって課税が漏れてしまったと、そういったことによる6件ということでございますので、先ほども申し上げたように、主に職員の入力の誤りが主な原因であったというところ

ろでございます。

○東委員　どうしてもそういうことが起こり得るんでしょうけど、実際には現状のシステムでいくと、作業の流れからいくと、それを例えば防ぐシステムといいまじょうか、あるいはそれを事前に納税者に送る前に発見するシステムというか、そういうものはもともと、今の現状でいくと、これはもうそれが施しようのないという言い方は失礼だけど、そういうところの起こり得る話ということなんではなかね。

○税務課長　システムもどんどん進化してきまして、例えば確定申告書にしましても電子データでいただいて自動的にデータが落ちるような、そういうことで人間の手が入らないようにどんどんできておりますので、そういった面ではよろしいんですけれども、やはり例外的に人間がどうしても入力をしなればいけない、手で所得を入れなければいけないというものも、幾つかそういった作業も残っておりますので、そういうミスをなくすようなシステムにはしておりますけれども、どうしても人間がやる部分、そこは当然チェックをしなればいけませんけど、それもちよっと漏れてしまったということが今回の原因であると考えております。

○牧野委員　成果報告の355ページで、土地調査評価事業で事業実績が平成27年度、平成28年度、平成29年度で委託費が結構ばらつく理由は何でしたかね。

○税務課長　これは3年間ですね、3年に1度の評価がえということで、今度は平成30年度にございます。絶えずその前の3年間は、土地の評価について評価を、評価がえということで業務を委託して、ずうっと今後も3年ごとに続いていくという内容になりますけれども、中身がちょっとここに主な業務内容とございます1年目、平成27年度は標準宅地の位置ですとか状況類似区分の課題の抽出云々とございますけれども、それぞれの年度で当然やる事務量が違いますので、それに見合った委託料を払います。

こちら2,426万7,600円と合計がございますけれども、3年間分を一括で契約いたしまして、3年に分けてお支払いをしていくんですけれども、それは業務量に応じた分をお支払いしておるということでこのばらつきが出ておるという状況でございます。

○牧野委員　　そうすると、また平成30年度から3カ年契約で鑑定士に委託して、調べる量も何か情勢に応じてばらついて、請求に応じて上げてくるということなんですか。そうじゃない、こちらから業務の内容を依頼して3カ年分契約するということですか。ちょっと言っている意味がわからないんだけど、このばらついたことは何となくわかったんですが、3年ごとにずうっと継続してやっていくんですよね、まずその点は。

その中で、特に2,006万8,290円を別個に平成30年度の評価がえに向けて使っていますよね。これはどういう関係があるのですかね。

○税務課長　　この2,426万7,600円、3年間をかけてお願いする土地の評価の業務がございまして、出来高に応じてばらつきがあるというのは今申し上げたとおりでございます。

それとは別に、真ん中の年で3年に1度必ずあるのが標準宅地の鑑定評価に関する業務委託、今回平成28年度でいいますと2,006万8,290円の業務でございます。こちらは標準的な宅地の鑑定をこれとは別にお願いするということで、言ってみればこの3年間の継続の契約と、加えてこの標準宅地の鑑定評価、抱き合わせて初めてこの3年間の評価がえの委託業務が行われるというふうに認識をしていただければと思うんですけれども、委託先が別でございますので、こういうふうに分かれてなっておるという状況でございます。

○牧野委員　　そうすると、この鑑定士が違って、同じ人が同じことをやっているんじゃないし、よく似た名前なんだけど、違うことをそれぞれ3年に1回ずつ頼んでいるということですね、これからも。

これは法的に改善して安くできるとか、そういうことの問題じゃないんだね。

○税務課長　　この3年間の設定業務の委託については5社でやっておりますので、そういう意味では当然一番安いところでお願いをするということになるかと思えます。

もう一つのこの標準宅地の鑑定評価というのにつきましては、これは特殊な業務で、愛知県の不動産鑑定士協会、鑑定士さんの集まりにしかお願いをできないものですから1社随契ということになっておりますので、その部分の内容になっております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いて収納課について審査を行います。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○収納課長　それでは、収納課の所管について御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず歳入からお願いいたします。

決算書、歳入歳出決算事項別明細書の66ページ、67ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税から、下段の5項都市計画税までのうち、2節滞納繰越分でございます。

次に86ページ、87ページをお願いいたします。

中段でございますが、14款の県支出金、3項1目1節徴税費委託金でございます。

続きまして92ページ、93ページをお願いいたします。

中段の19款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

1枚はねていただきまして、94、95ページをお願いいたします。

上段の5項1目1節滞納処分費、中段にございます2目4節土地改良区費徴収交付金でございます。

98ページ、99ページ、上段をお願いいたします。

19款諸収入で、5項2目雑入、配当割額・株式等譲渡所得割額払戻金524円でございます。

続きまして歳出です。

恐れ入りますが、160ページ、161ページをお願いいたします。

上段にございます2款2項2目収納費、右側備考欄、人件費等、1枚はねていただきまして163ページの備考欄、納税相談事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

○東委員 滞納繰越金額の総額というのは、どこかに出てくるんですか。総額って出ないか。滞納繰越金額の実際入金された分。

例えば、市税のところではいきますと歳入で滞納繰越分で幾らか入ったというふうに出てきますよね、金額的に。その合計はどこかに集計が出てくるんですか。これの何ページかな。主要施策。

○収納課長 主要施策の成果報告書の20、21ページの一番下の段です。滞納繰り越し分。

○東委員 一番最下段ですね。

○収納課長 はい。ことしですと、158……。

○東委員 158、258、173ですね。これが収納課で扱う、基本的には滞納繰り越し分が今年度分で行くと1億5,800万何がしという形がここへ出てくると。

それで、主要施策の356ページに滞納処分事業で一応事業実績が出されておまして、1つは真ん中辺に実施内容があつて、事業実績があつて、換価金額というのがあつて、平成28年度の方が一番右端でいくと8,435万637円と、平成28年度の全部合わせると。これが先ほどの1億5,000万何がしの中にはこれが含まれておるということでよろしいですか。

○収納課長 そのとおりでございます。

○東委員 それで、あともう一つは活動指標の考え方なんですけど、活動指標は毎年そうなのかちょっとわからない、前年を余り見ていなくて申しわけなかったんですけど、活動指標は差し押さえの処分金額が書いてあつて、目標は差し押さえは200件だよと。あるいは差し押さえは2,600万円ですというんだけど、実際には716件も差し押さえたり、実際には8,400万円の処分があったよというふうになるんですけど、この目標の立て方というのはどういう考え方で立てるんですか。これぐらいしかやれんだろうということなのか。

○収納課長 申しわけございません。

目標値でございますが、余り高目な設定はしてありませんが、実績として、結果的に716件になったという形で、これはその年によって平均がとれるとか、そういうものではないと思うんですね。その情勢にもよって違いますし、ある程度滞納処分が進んでいけばその件数も減ってほしいというのは

希望としてはありますが、委員さんおっしゃるように目標値をどのように決めたかという明確な答えはちょっと……。

- 東委員　多分、こういう仕事は余り目標を立てるというのもなかなか難しいなあという気がせんでもないんですね。相手のあることですしね。だから、あえてこれは目標という言い方が適切かどうかよくわからんなあという気もするんですけど、こういう場合の仕事のときにね。

相手の事情によって、残念ながらそういう処分方法をとらざるを得ないことが起こった場合にはそういうことが執行されると思うんですけど、これがどうもこういう仕事をやる場合にこの目標を設定してどうのこうのというのはそぐわないような気もせんでもないんですけど、ただこの主要施策の表記の仕方が、全て書かないかんもんだからという気がせんでもないんですけど、現実にこの場合を見ておって、これも本会議でもちょっと議論になったところですけど、もともとこれは、でも見ると換価の充当金額もほぼ7,000万円から8,000万円ぐらいで推移をしていますし、ただ差し押さえ件数は前から比べると少しずつふえておるような気がせんでもないですけど、現状は。その辺で相手がどんな状況かわかりませんが、過度な差し押さえになっているのではないかという心配があるわけでありまして、これはこれだけではわからないんだけどね。

相手の生活が、本来守らないかんなあとは私たちが思うのですが、生活状況を見てもまではやらんと思いますけど、それに陥ってはいかんもんですから気をつけていただきたいなあという気がするんですけど、そういうところについては数だけではなかなかわかりづらいところだけど、そういう心配はないのかというのがちょっとだけ言っておきたいんですが、ありませんか。

- 収納課長　委員さんがおっしゃるとおり、何が何でもお金を取るというわけではありません。

一応、催促状とか、そういう書状を出しても納められないということになりますと、こちらもある程度所得状況とかを調査させていただきます。そこで預金調査とかをさせていただいて、その残高が出てきますけれども、家族構成も調べればわかるものですから、過度な差し押さえは、生活を壊すような、逆にお金だけ取ってその方たちの生活が成り立たなくなってもあれですので、

それは一定の基準を持ってやっております。

ただ、こちら側の状況と相手様が思われる状況は違うかもしれないんですけども、こちらはある程度それなりの所得を見た上での差し押さえ額を決めておりますので、そこら辺は御理解いただきたいと思えます。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いて、総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○総務課長　それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

70、71ページをお願いいたします。

下段の欄になりますが、12款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、備考欄の総務課分でございます。

少しはねていただきまして、78、79ページをお願いいたします。

下段の欄になりますが、13款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金でございます。

80、81ページをお願いいたします。

下段の欄になりますが、13款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

少しはねていただきまして、86、87ページをお願いいたします。

中段の欄になりますが、14款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。

その下、4節統計調査費委託金でございます。

88、89ページをお願いいたします。

中段の欄になりますが、14款4項5目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

下段になりますが、15款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入でございます。

その下、2節使用料及び賃借料、備考欄の総務課分でございます。

90、91ページをお願いいたします。

中段の欄になりますが、2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

少しはねていただきまして、94、95ページをお願いいたします。

中段になりますが、19款5項2目雑入、3節土地改良区総代会総代総選挙費委託金でございます。

最下段になりますが、11節電話料収入、備考欄の総務課分でございます。

少しはねていただきまして、98、99ページをお願いいたします。

中段になりますが、12節雑入、備考欄の総務課分でございます。

100、101ページをお願いいたします。

最下段になりますが、20款1項5目総務債、1節総務管理債でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、126、127ページをお願いいたします。

中段になりますが、2款1項4目行政事務費、備考欄、人件費等から、137ページ、固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、168、169ページをお願いいたします。

中段になりますが、2款4項1目選挙費、備考欄、選挙管理委員会事業から173ページ上段、2款5項1目統計調査費、経済センサス事業まででございます。

少しはねていただきまして、376、377ページをお願いいたします。

下段になりますが、11款1項1目庁舎等施設災害復旧費でございます。

以上が歳出でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　決算書の127ページの下段のほうなんですけど、顧問弁護士さん、この間、市は提携をしているわけなんですけど、弁護士さんの委託料が77万7,600円ということで、前は事件ごとにといって変ですけど、頼んでおる時期があったけど、今は顧問でずうっとお願いしておるわけなんですけどね。

実際は、平成28年度だけを見てもらえばいいんでしょうけど、仕事の内容といたしましょうか、どれだけ件数があったとか、どういう内容のものがあったとか、その相談内容とか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○総務課長 件数につきましては、平成28年度は23件ございました。

こちらのほうは件数は23件でございますが、1件の相談で2回、3回、4回と相談することもあります。件数的には23件となっております。

例えば、具体的には総務課のほうで入札の方法、今回、下水道課のほうで新しい入札をしたわけですが、そちらの入札方法の是非をお聞きしております。入札方法についての是非について。

○東委員 例をもう少し挙げていただいて、23件もあるということなので。

○総務課長 健康づくり課のほうで、犬の鳴き声に関する対応の苦情とかでして、そういった苦情等についてもお聞きしております。

○東委員 ほかにはないですか。

○総務課長 あとは、まちづくり課のほうで、道路拡幅事業におけます所有者との補償の関係で相談もしております。

○東委員 一番最初に例を示していただいた、例の下水のまとめでの一括の話ですよ。その入札方法の相談というのは。そういうのが弁護士相談が要するというのがよくわからんですけど、なぜ要るんですか。弁護士に相談の必要があったと言われたでしょう、その言い方は、先ほど。ああいうことをやるのに、何を相談するんですか。

○総務課長 入札につきましては地方自治法に基づいてやっておるわけなんです。具体的に申し上げますと、地元企業をどの程度入れる、地元企業を入れて入札はしていきたいなあという考えでおったんですが、たくさん入れ過ぎると、その条件をつけることによって公正な入札ができるのかどうかという判断とか、そういったことをお聞きしております。念のために確認をしているというところです。

○東委員 あの金額からいくと、一般競争入札の対象になるという可能性は高いですよ、金額的にいけば。それで、下水であった話でしたから、下水のときにも幾つかの、言い方は悪いけど地元有利というか、地元の方が参加しやすいいろいろ条件をつくりましたというところで、あのときに問題ない

のかと言ったら、いや、ありませんという言い方をしておったけど、そういうことが、例えば場合によっては訴えられる可能性があるということかな。

例えば企業から、そんなやり方は不公平じゃないかと。その入札上、少なくともいろんなルールをつくって、例えば市内での活動をやるだとか、そんなことをいろいろ条件が、市内の企業しかやれないようなことを設けましたよね、あの中に。そういうことが例えば訴訟の対象になると、そういう前提のもとに相談をするんですか。

○総務課長　例えばですけど、全てを市内業者でやってしまうと競争原理が働かないもんですから、そういったことがいかどうかとか、そういったことをいろいろと確認させていただきました。

○牧野委員　決算書の129ページで、これが何だか聞きたいんですが、情報システムの委託料でプライベートクラウド運用委託料が3,600万円、これ毎年、どういうものだからちょっと聞きたいんですが。プライベートってどういうことなのか、よくわからない。

○総務課長　今、基幹系及び情報系のシステムにつきましては、データセンターのほうにデータを置かせてもらって、こちらのほうのサーバーの運用をしております。そちらのサーバーのほうの保守委託になっております。向こちらのサーバーを借りて。

○牧野委員　わかった。どこかにすごいサーバーがあって、セキュリティーの効いた。その使用料。プライベートクラウドという名前なんだね、これが。

○総務課長　そうですね。江南市専用のサーバーをそちらのほうに置かせてもらっているというところです。

○牧野委員　ということは、毎年これぐらいずつかかっているということですね。

○総務課長　そのとおりでございます。

○牧野委員　はい、わかりました。

○古田委員　133ページの庁舎維持管理事業の中になると思うんですけど、市役所の庁舎は大分老朽化しておりまして、床とかピータイルみたいなものとか、相当ぼろぼろでやっているんですけど、これはどこで見ると、修繕費か何かですか。

- 総務課長 修繕料のほうに入っております。
- 古田委員 何ページですか。
- 総務課長 今おっしゃってみえた133ページの中段のところ、ここの修繕料410万円になっております。
- 古田委員 平成28年度は何を直されましたか。
- 総務課長 例えば、第1、第2委員会室の天井の塗装の修繕とか、本庁舎3階の西廊下のダウンライトの修繕、それから本庁舎1階の相談室のパーテーションを敷き直したとか、そのあたりをやっております。
- 古田委員 結構目に見えるところはやっていただいているみたいですが、目に見えないところも結構傷んでいますので、今後よく調査していただいて、速やかに修繕のほうよろしく願います。
- もう一つ、クーラーもこちらの関係だと思んですけど、クーラーの保守点検、何ページになりますか、クーラーの保守点検。
- 総務課長 133ページの庁舎維持管理の委託料のほうの空調自動制御……。
- 古田委員 これは何年ぐらいたっていますか、空調は。
- 総務課長 平成7年に工事をやっておりますので、22年から23年ぐらい。
- 古田委員 このところ、以前は毎年不備があって故障が続いて、最近、順調に動いているみたいですが、年数も来ておりますので、こころ辺のところもまたちょっと検討していただいて、お金がかかることなので、リースでやるのか、そういうことも今後検討していただきたいと思いますので、壊れないうちによろしく願います。
- 委員長 要望でいいですか。回答はいいですか。
- 古田委員 回答が欲しい。偉い人に。
- 総務部長 今、課長のほうが答弁しましたように、平成7年に改修をして22年、23年たっておるということで、エアコンの耐用年数は15年ぐらいと言われておりますので、非常に危険な状態ではあると認識しております。
- 耐震補強事業もやって、まだこれから20年は使っていこうという意志決定の上、耐震補強もやっておりますので、そういったことから総合いたしますと、当然、空調設備のほうもその間もたせないけないということは、いつか早い時期に改修が必要であるということは認識しておりますので、財源も見

ながら計画的にやっていきたいというふうに考えております。

○古田委員 クールステーションにもなっていますので、よろしく願います。以上です。

○東委員 決算書の131ページの最上段ですけど、情報システム改修等事業、主要施策は357ページに大体事業実績がここで報告をされています。

マイナンバーの関係の改修がここでまた行われておるわけでありまして、気になるところは、この事業実績の中にこういう内容で、特に我々心配しておる特定個人情報保護評価書なども作成もし、見直しも行っておるという形で管理をやっていただくわけでありまして、今後の方向性のところに他の自治体との連携開始に向けた確実に副本の登録を行う必要があるという表現がありまして、先ほど補正予算でシステム改修をやるという話があって、他の自治体との連携もあるよという話がありましたけど、ちょっとこれに関連するのかなという気もせんでもないんですけど、こういう場合に、これは決算状況を見ると予算で約4,100万円ほどで決算が4,000万円ですけど、国庫支出金がそのうちの1,100万円ですから4分の1ぐらいしかなくて、あと一般財源で賄っておるわけですけど、本来、最初のころは国費が一定出してきて進めてきたけど、どんどんと自前の金を出さなくちゃなくなってきたんですけど、この方向性にあるような、1つは他の自治体との連携開始に向けた確実な副本の登録が必要だというこの意味ですね。これはどういう意味合いがあるのかということと、もしこういうことが必要でこういう仕事をやる場合、こういうのは本来の国が進めるナンバー制度のもともとの仕事の中に入っておる仕事なのか、独自に市がこういうことが必要だと思ってこれを掲げておるのか。

本来、マイナンバー制度からいけば、こういうものが必要だということであれば、当然国が持つべきことのような気もするんですけど、その辺はどういうふうに考えてみえるのかをちょっとお聞きしたい。

○総務課長 まず確実に副本の登録を行うというところがあるんですが、そちらにつきましては、中間サーバーに江南市のデータを登録するということになります。そのデータを登録することによって、各地方公共団体が情報のやりとりをしていきます。

○東委員 そのことが登録と。中間サーバーの登録を副本というんですか。

○総務課長 はい、そうです。

それから、江南市独自の事業なのか国の事業なのかというところですが、こちらにつきましては国の事業というふうに認識しております。法改正等がございますと、今回も標準レイアウトのほうを改正、修正するということになるわけですが、一定の改修につきましては今年度である程度終わっていきまして、情報連携につきましてもこの7月から試行運用が始まっております、10月から本格運用が始まっていくわけなんです、来年以降、法改正がありますと法改正をするたびにそのシステムの改修が必要になるかどうかはちょっとわかりませんが、システムの改修をしなければならない可能性も出てくると考えております。

○東委員 基本的には、この副本の登録というのは中間サーバーに保管していくということで、それはそれで当然必要なことだということで、当然これは、このマイナンバーシステムの事業の一環としては必要なものだというところでね。それは当然、国からの何らかの財源措置があるかなということでしょうね。

これはわかるかどうか、大体ほぼ改修が終わって、これからまだ逐一あるかわからないけど、現時点でこれで大体ほぼ流れができたということになると、もともとのこの事業で総額、江南市は幾らこの事業にかけたかというのはわかるんですか。

○総務課長 この事業のほうですけど、平成26年度から始まっております、今回の9月補正の分までも含めさせていただきますと約2億2,660万円ほどになっております。

○東委員 それで、そのうちの国からの財源補填はどれぐらいあったんでしょうか。

○総務課長 国からの国庫補助金につきましては、9,770万円ほどです。

○東委員 ちょっと予想より少ないと印象を持ちますけど、最初のころはそれなりの出してやりかけた思いがあったんですけどね。本当に今の9,700万円というのは間違いないか。本当にそうなの、国はそれしか出さないの。ああ、そうですか。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いて、会計課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長　それでは、会計課の所管について御説明させていただきます。

歳入歳出決算事項別明細書の92ページ、93ページの中段をお願いいたします。

会計課所管の歳入でございます。

中段の19款2項1目市預金利子、1節預金利子でございます。

3枚はねていただきまして、98ページ、99ページの中段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、12節雑入の会計課所管分は、業者用納品書売捌収入、愛知県証紙売捌手数料、過誤納取得金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、会計課所管の歳出でございます。

少しはねていただきまして、150ページ、151ページをお願いいたします。

150ページ、151ページの下段、2款1項7目会計管理費、人件費等から、はねていただきまして152ページ、153ページの中段、徴税費の前まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、続いて、監査委員事務局について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○監査委員事務局長　それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

決算事項別明細書の172、173ページをお願いいたします。

中段の2款6項1目監査委員費でございます。右側の備考欄の人件費等から、次の174、175ページ上段の愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　　意見書のほうのまとめがあって、ここには時間外勤務の関係とか、幾つか本会議で取り上げられた問題があるんですけど、予算の流用というのも今回も、前回もあるわけですけど、なかなか決算書では私も拾い切れなくて、どこがどう利用されておるのかというのは。

本当は本会議で聞くべきところだったんですけど、ちょっと申しわけないんですが、ここには具体的にどこというふうに記載はないわけでありまして、表現の方法としては、設計変更などで事業費の増額のために補正予算措置を行わずに流用によって予算を執行というのが書いてありまして、もちろんそれは認められた手法ではあるというものの、本来であればきちっと補正予算を計上してはどうかというのがあるわけで、時々私どももそういう経験をするわけでありまして、場合によっては。補正予算のときに、極端な場合は補正予算そのものが問題だというときもあるわけですけど、あえてこのように指摘をされておるような事業としては、その特徴的なものが何かあるかというのをちょっと確認したかったんですが。

○監査委員事務局長　　節または細節で100万円以上の流用について、ちょっと調べさせていただきました。

全部で4件ございまして、教育課が2件、子育て支援課が1件、市民サービス課が1件という形で、都合4件、100万円以上の節または細節への流用がございました。

○東委員　　それで、どこまで紹介していただくかわかりませんが、例えば今100万円以上のものと重立ったものを出していただきまして、もうちょっと具体的に、例えば教育で2件、子育てで1件、市民サービスで1件という話がありましたけど、実際、これが補正を計上していたとか、とてもそん

なふうなことができなかつたような事業内容だとか、その辺のところの、これは監査委員さんの意見ですからどういうふうになるかわからないんですけど、もう少し、あえてこのように指摘がある中の1つだということであれば、もう少し事情が本当にそうなのかというところで確認したいんですけど。

○監査委員事務局長　教育課の2件につきましては、学校施設管理事業という形で小学校と中学校についての修繕料の不足分、緊急を要する修繕の実施という形で、小学校については262万3,000円、中学校については127万1,000円、それぞれ流用されたところがございます。全体としては3,000万円とか1,600万円という予算がございますので、その修繕としての緊急を要するところに流用して修繕を行ったという部分でございます。

それから、子育て支援につきましては、特定教育・保育事業というものがございまして、施設型の給付費が5,000万円ぐらいの予算があるわけですが、流用金額としては負担金、補助及び交付金で111万3,000円の施設型給付費の流用をしております。

もう1個ありました市民サービス課につきましては、これも修繕料でございまして、布袋ふれあい会館の維持管理事業で、ふれあい会館の空調機と、それから排煙窓開閉装置と移動間仕切りの壁が壊れたということで、そういった修繕で109万5,000円の流用でございますので、ほとんどが緊急を要する修繕等の事業と、あと負担金で予想以上の措置が必要になったという形で流用されたものでございます。

○東委員　まずふれあい会館のほうはちょっと覚えがあるような気もするんですけど、この指摘の意味がよくわからなかったのは、例えば一応流用はするものの、あと補正を組んでまた補正で戻してやるよというふうに一般的にはよくやるじゃないですかね。そういう緊急事態の場合はそれはあり得る話ですよ。あえてこの指摘があるということは、そういうこともせずに終わってしまったという意味なんでしょうか。

○監査委員事務局長　監査委員さん、稲山委員さんもいらっしゃるわけですが、基本的には予算措置をしていただきたいと。当初予算に限らず、補正予算も含めて予算措置して、その中で議会の承認を得られて執行していきたいというのはございますけれども、先ほどおっしゃられたように緊急

を要するものとか、どうしてもその枠内で動ける限りで、それぞれの目ごとに事業費がございませぬけれども、許される限りで流用は認めておりますので、そこの中まではいいんじゃないかということですが、ま、工事請負費等で流用が他課にあったこともございませぬので、昨年度も指摘していらっしやいませぬけれども、今年度も指摘されたというふうに思っております。

○委員長　ほかに質疑はございませぬか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようございませぬので、続きまして、消防本部総務予防課について審査をいたします。

当局から補足説明がございませぬらお願いいたします。

○総務予防課長　それでは、消防本部総務予防課所管につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書の74ページ、75ページをお願いいたします。

最初に歳入でございませぬ。

上段にございませぬ12款1項6目1節消防使用料、備考欄にあります総務予防課、消防施設目的外使用料でございませぬ。

次に78ページ、79ページをお願いいたします。

上段にあります同じく12款2項6目1節消防手数料、備考欄にあります総務予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料と煙火消費許可申請手数料でございませぬ。

はねていただきまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

上段にあります13款2項3目1節消防費補助金、備考欄にあります総務予防課、高規格救急自動車購入費補助金でございませぬ。

次に88ページ、89ページをお願いいたします。

下段にございませぬ15款1項1目2節使用料及び賃借料、備考欄にあります総務予防課、消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございませぬ。

次に94ページ、95ページをお願いいたします。

下段にございませぬ19款5項2目9節公務災害補償基金支出金、備考欄にございませぬ総務予防課で、消防団員等公務災害補償基金支出金でございませぬ。

続いて98ページ、99ページをお願いいたします。

19款5項2目12節雑入で、中段にございます総務予防課で、コピー等実費徴収金から自動車損害共済災害共済金まででございます。

以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございます。

大きくはねていただきまして、294ページ、295ページをお願いいたします。

中段にございます9款消防費、1項消防費、1目総務予防費、備考欄にあります人件費等から、少しはねていただきまして、309ページ中段にあります液化石油ガス届出受理等事業、19節負担金、補助及び交付金まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○尾関（昭）委員　主要施策成果報告書の93ページです。

例年どおり平成26年度、平成27年度、平成28年度と立入検査はほぼ横ばいでやっていらっしゃるんですけど、改善指示数だけが平成28年度で突出して194件ということになっているんですけども、ここは何か調べる細目をふやしたとか、厳密化されたとか、何か理由があるんでしょうか。

○総務予防課長　この表を見ていただきますと、右から2番目の複合用途対象物とありますけれども、ここにありましては平成26年度、平成27年度となりますと99件、立入検査した場所が特に多くやったということで、そこに指示数があったということで、今回、平成28年度におきましては改善指示数が大幅にふえたということでもあります。

○尾関（昭）委員　はい、わかりました。

○東委員　その同じ94ページにその総括が出てくるわけですよね。それは結果で、こういうふうの結果をしていただいて、いわゆる今後の方向性というところで一定の検査のために一定の年数がかかるということで、計画の見直しが必要という課題があるという形で、それを改善していくための対象を絞り込んで実施だとか、他課からの協力を得るといことも書いてありますけど、例えばこういう場合は、場合によっては絞り込むというのはやらなくてもいいというように受け取れるんですけど、例えば。それは間違っておった

ら言ってもらいたい。この言い方ね。

それから、あと他課からの協力という場合、この他の課というのは具体的に、消防は2つしかないわけだからね。いわゆる全く消防とはまた別の消防本署と違うところからの意味からの課という意味なのか。

それから、あといわゆる重大な消防法違反対象物に対しては是正を行うことと書いてありますけど、実際、今回、平成28年度まででいいわけですけど、その重大な違反対象物というのが残されておるのかという3点ほどなんですけど。

○総務予防課長　　まず1点目の絞り込んで実施するというのは、防火対象物が余りにも、3,000幾つありますもんですから、1度やったところは順次外してまた後の年にやるんですけれども、3,000幾つありますと、やはり回れるところがなかなか行けないもんですから、そこをまず今回絞り込んでいろいろ対象物を主にやったということで、絞り込んできた。順次絞り込んでいくということで、最終的には3,000幾つという防火対象物を全てやっていかなきゃいけないなあということで見えています。

それとあと、他課からの協力を得ると。今、立入検査をしているところのグループが総務予防課では指導グループというのがございまして、その指導グループというのは立入検査以外に、ほかの業者さんが来たりとか結構ありまして、あとほかには避難訓練とか、そういったものに職員を派遣しないかんもんですから、そういったところでちょっとほかのところから。この他課というのが、申しわけございません。これ同じ総務予防課の予防グループがあるもんですから、そちらのほうから応援をかけていただいております。

それと、今回、重大な法令の違反対象物とございますけれども、平成28年4月1日現在では33棟ございまして、そのうち11棟を実施いたしまして、11棟のうち6件が改善されたということで、まだほかにも、やはり施設設備をつけると高額な金がかかってくることもございますので、そういったところはまだ改善はされていないということでございます。

○東委員　　一番最初のところの、前も聞いたとき、一定、ローテーションとすると変だけど、数が多いわけだし、そんなに毎年毎年必要なければ一定の

年数をかけてやっていくというような方式も考えておるといような話があった覚えがあったんですけど、そういうことではなくて、実際には約3,000件近く本来あるわけですから、その絞り込みという意味がよくわからなかったんですけど、今の言い方だと、でも全体をきちっとしてやるということは計画的にある年は何件ずつやっていって、順番にやっていってという意味合いならそういうことだと思っうんですね。

それをもう一回確認しておきたいということと、それから、今の法令、重大な違反物件33棟が指摘があったという言い方ですけど、具体的に平成28年度の種別でいくと、どこでどれだというのはわかりますか。例えば。

○総務予防課長 その重大な対象物でございますけれども、まず平成28年度が一番左から、映画館・公会堂等で1件、物品販売店舗で3件、それから病院施設・幼稚園で1件、それから工場・倉庫・事務所で3件、複合用途対象物で5件の合計12件で、実施棟数が11件です。

○東委員 その前段の、今までやったところだという意味やね。

まず前段の重要違反があったのは33と言ったのは、まず最初、どこですかと聞いたんです。

○総務予防課長 済みません。今ちょっとその33棟の資料がございませんので、申しわけございません。

○東委員 実施したのは、11はそこだよということだよね。

対象物件によっては、人の出入りのあるところだとか、そういうところである程度一定の対処をしてもらわなくちゃならんところ等もある。今の財政負担もあるということですからね、これをどうしてもクリアしようと思うと。その辺の兼ね合いも出てくるんでなかなか大変だなあという気がしますけど、その辺のところでは残されておるところというのは、まだ現実には。何かそういうときに、例えばあれですか。計画的に、例えば1年とか2年かけてやるとか、そんなものも何か返答が来るんですか。やられていない、残されたところというのは。その辺まで確認されるんですか。

○総務予防課長 本年度、平成28年度で実施して改善をしてくださいよと指示はしたんですけども、平成28年度中に改善はされなくて、それを持ち越して次の年ということもありますので、そのときにはもう指示はしてきてあ

るもんですから。

- 東委員 当然そうなんだけど、それを例えば、ことしできなかつたけど、指示されて、改善指導が出て、ことしやれるところはいいいわけですよ。でも、やれていないときに、じゃあ来年にやるのか、あるいはその2年先にやるのかとか、そういうことの確認などはされるんですかという意味です。
- 消防長 済みません。私のほうから少し補足させていただきます。

いわゆる重大違反と申しますのが、例えば不特定のお客さんとかが入る建物であれば、基本です。原則です、あくまで。300平米以上の建物、あるいは特定の例えば従業員さんとか、そういうところが入る建物でありますと500平米以上というものに自動火災報知設備というものがかかりますので、国にありましては、この自動火災報知設備、もしくはそれ以上の消火設備なんか不足している、あるいは全くついていないところに関して重大違反という捉え方をしております、国に関しましてはそのときそのときではなくて、その重大違反というのをなくしていきましようという音頭をとっております、それに対しての是正でございますので、単年度ではなくて、担当のほうも粘り強く是正違反に向けて努力はさせていただいておりますので、先ほど課長のほうからもありました、平成28年度だけで終わらない部分は、さらに追加でお願いして行って、平成29年度で解消したというものもございませぬので、よろしくお願いいたします。

- 東委員 それで、こういう場合の今具体的な内容を紹介していただいたわけですけど、その辺の法的にどこまで義務づけられるとか、例えばもしやらなかった場合、何らかの罰則があるだとか、そういうような何か厳しいものがあるんですか。それはないんですか。

- 消防長 消防法令違反でございますので、当然罰金等の違反というのはございます。ただ実際に、そのために裁判沙汰等となりますと、相手方の生活もあることとございますので、なかなかそこまでは踏み切れないのが現状でございます。

- 牧野委員 関連で、93ページの成果報告書なんですけど、この対象物棟数が3,036と入っていますよね、平成28年度の。ここの中で、僕よくわからないんだけど、年に2回、消防検査が義務づけられているのは、これは全部そう

なんですか、3,000。そういうことではないの。

- 総務予防課長 この3,036棟のうちには、2回やる防火対象物と1回でもいい防火対象物がございます。
- 牧野委員 2つが入っているんだ、ここの中には。
- 総務予防課長 はい、両方入っています。
- 牧野委員 そうすると、検査をして検査結果が消防署へ来ますよね。改善命令書が来ますよね。10項目あって、5項目でも直した場合は改善に入りますか。それとも、これは10項目指摘しているんだけど半分しか直っていないと。すごく金のかかるものは直していないというときは、改善にはなっていないという数字ですか、これは。
- 総務予防課長 改善指示をした場合は、その指示した全てやって初めて改善したということです。
- 牧野委員 そうすると、この改善指示書を出したけれども、これは本当にやらなきゃいけないけどやっていないなと思ったところを消防署員が別個に立入検査をしているというのがこの数字ですか。実施棟数というのは、そういう数字ですか。
- 総務予防課長 はい、そのとおりです。
- 牧野委員 わかりました。これは粘り強くやるしかない。
- 委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて、消防署について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

- 消防署長 消防本部消防署所管の歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

歳入について御説明を申し上げますので、決算事項別明細書92、93ページをお願いいたします。

上段にございます17款2項1目1節基金繰入金、内容につきましては備考欄、消防安全課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、大きくはねていただきまし

て、308、309ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項2目消防署費から、318、319ページの上段、教育費の前まででございます。

なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○牧野委員　決算書の319ページ、ここの備品購入費のタブレット端末、1台買われたと思うんだけど、これは何に使っているんですか。

○消防署長　このタブレット端末にありましては、指揮司令グループのほうで、現場のほうで活用させていただいております。現状は、車に積載してございます。

○牧野委員　もうちょっと詳しく使い方を教えてもらえますか。

○消防署長　現場のほうで、情報収集のほうに使わせていただいております。水難現場ですとか、火災現場のほうで。もう一つ、データの検索もできるそうです。

○牧野委員　これは1台、指揮車にあれば、ほかの人はそこから、指揮者がそれを見て判断するんだね。ほかで指令を飛ばすわけじゃなしに。指揮をするのとデータを検索する。

○消防署長　1台ございまして、指揮隊という形で、災害がありますと出ていきますその指揮、現場のほうでその1台、タブレットを使わせていただきます。

○東委員　防火水槽の関係で、主要施策97ページに事業の説明がありますのでそこでちょっと詳しくわかりますが、対象箇所の表現の方法で、基本的な市街化区域は500メートル方眼で、市街化区域以外は半径350メートルの円で包含し、未包含地域20カ所の防火水槽選定で合計20カ所、全部で20カ所という意味ですか、これは。

○消防署長　防火水槽の震災対応化事業の中で、今委員おっしゃられました市街化区域にありましては500メートルの方眼、市街化区域外にありましては300メートルの方眼ということで、その中に耐震防火水槽等があればそこを除きますし、その中でないところを円で包含させていただきまして、計画

をさせていただきます。

- 東委員　　今までの実績をちょっと覚えておらんで申しわけないんですけど、耐震そのものはもともとは少なくて、そうすると500メートル方眼というのは縦横ですよ、方眼だから。500メートルの中に1カ所あればそれはその方眼はクリアされていくわけでしょう。

市街化調整区域の場合は300メートル、これは円でしょう。これは円をくるくると巻くわけだわね。その未包含地域、円をくるっと巻いて行って、もともとは防火水槽があるじゃないですかね。水槽があって、そこに耐震化したものを埋め込んでいきたいということですよ。かえていくというのか、どういう意味ですか。

- 消防署長　　委員おっしゃってみえる97ページということで、防火水槽の耐震耐用化事業ということで、経年しました防火水槽、耐震じゃない防火水槽に、ここに書いてありますとおしシートをつける工事をございまして、その選定方法としまして、古い防火水槽にそのシートをつけるということでございます。

その中で、市街化区域にありましては500メートル方眼ということで、密集地になると思いますけれども、このあるところは除きまして、ないところの耐震になっていません防火水槽にこの事業をしております。

- 消防長　　済みません、私のほうから少し補足をさせていただきます。

確かに江南市内全部で443基の防火水槽があるんですが、そのうち耐震性の防火水槽というのは74基しかございませんので、単純に水槽をそれぞれ先ほどの500メートルの方眼、あるいは350メートルの円を内接した方眼というのは、あくまで耐震性を持っている防火水槽を包含いたしまして、それで包含できないエリアをピックアップして、もう一つはいわゆる民地でない防火水槽という条件もつけさせていただくんですけど、そういう耐震性の防火水槽の空白エリアというのを20カ所ピックアップさせていただいて、その既存防火水槽を簡易耐震化するという事業でございますので、よろしく願いいたします。

- 東委員　　そうすると、もともと74基あって新たに20基つくる。このシートでやって行って、耐震化が促進されるということになるわけですけど、そう

すると約100基近くになるわけですが、74基と20基で94基で。基本的には、そこまでいけば耐震化でそれだけ覆われれば、例えば市街化なら500メートル方眼で、いろいろ調整区域は円で覆って行って全部完成すれば94基になるわけですが、江南市のエリアでいけば、それで基本的にはもう耐震化としては充足されましたという判断になるんですか。

○消防長 申しわけありません。

先ほど、前提条件の中で申し上げさせていただきました、いわゆる既存の防火水槽の中には公有地にございますものと民地にございますものがありますので、民地の場合は、もしこれ簡易耐震化しましても後で地主さんから返却してくれと言われた場合には困るものですから、いわゆる民地で返却ということと言われたい水槽だけをピックアップしますので、必ずしも先ほどおっしゃられた94基で市内全てを包含できるものではございません。

ただ、うちとしましては、その条件を満たした防火水槽をピックアップしていった中で20基をセレクトさせていただいたということでございます。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 07 分 休 憩

午後 4 時 08 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、採決に移ります。

議案第46号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に一任いただきました

いと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

午後 4 時 09 分 休 憩

午後 4 時 20 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

行政視察について

○委員長 行政視察についてを議題といたします。

この件につきましては、去る 6 月の委員会におきまして正・副委員長に一任していただいております、そうしたことから検討した結果を本日、御報告させていただきます。

まず日程は、10月18日水曜日から10月20日金曜日までの2泊3日でございます。

視察先と調査内容につきましては、お配りしてありますように、10月18日水曜日は熊本県氷川町でまちづくり条例についてを、翌19日木曜日は熊本県宇土市で熊本地震についてを、最終日の20日金曜日は鹿児島県鹿児島市で連携中枢都市圏形成事業についてと移住促進事業についてを、それぞれ調査をいたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。それでは、よろしく願いいたします。

なお、詳細な資料につきましては、来月中旬までに事務局から届けさせますので、視察当日にお持ちくださるようお願いいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

資料を配らせていただきます。

この件につきましては6月の委員会で議題とし、御意見や御提案を事務局

までお知らせいただくようになっておりましたが、こうした提案がございましたので、皆様にお配りさせていただきました。

提案していただいたのは、古田委員からでございます。何か補足説明がございましたらお願いします。

- 古田委員　　以前、建設産業でしたかね、防災安全課が本庁にあったときにチェックしていただいて、あの当時、防災安全課が2階にあったんですけれども、見えて途端に庁内を、写真をばあっと撮られて、指摘がありました。防災安全課なのに安全じゃないと。上にパソコンが置いてあって、このまま地震が来たらぱーんと飛んでいくぞと。防災センターができたところの防災安全課は、いろんな本箱とかああいうのもきちんと固定をされました。僕が言ったことはよくなるからねと言われて、1度訪問したところは、再度伺いたいという要望もされて帰られたわけでございます。

当時の課長さんは、片野さんが課長さんでしたね。相当な指摘を受けたところでございますが、当時、家具転倒防止の補助金もないような時代だったと思いますけれども、本当にどういうことが必要だという、江南市はゼロ海拔のあま市だとか津島市だとか、そういうところで生き残った人を遠隔地で面倒見ないかん地域ですよと。だから、自分たちの命は必ず守るように、家具の下敷きになって死ぬことがないように、きちんと家の耐震と家具転倒防止をするべきだよということを言われた。あれから何年かたっておりますけれども、議員さんも新しくなっていますので。

- 委員長　　平成22、23年ごろだと聞いていますけど。

- 古田委員　　そうですね。改選前です、とにかく。だから、新人の議員さんは多分聞いていないと思いますので。

- 委員長　　七、八年はたっていますかね。

- 古田委員　　当時、御無理を言って3万円で来ていただいて、石黒課長さんが当時事務局に見えて、ネットで全部連絡をやって、来ていただきました。全国を飛び回ってみえる人です。

- 委員長　　かしこまりました。

講師の方は、名古屋大学教授の福和伸夫さんですね。

テーマについては、また講師の方と相談して決めさせていただきたいと思

います。

こうした案で決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、この案に決定いたしました。

なお、講師の都合もでございますので、日程調整等を正・副委員長に一任していただきたいと思えます。これで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、それではそのように決定させていただいて、後日御報告させていただきたいと思えます。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本当にきょうはスムーズな進行に協力いただきまして、1日で委員会を終わることができました。本当にありがとうございました。

以上で、総務委員会を閉会といたします。

午後 4 時26分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 伊藤吉弘